

文教厚生委員会資料

健康福祉部

令和3年3月9・10日

■条例案 7件

第29号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例〔関係分〕	… 1
第32号議案	島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例	… 2
第33号議案	島根県国民健康保険財政調整基金条例	… 3
第34号議案	島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	… 4
第35号議案	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	… 6
第36号議案	島根県魚介類行商条例を廃止する条例	… 9
第37号議案	食品衛生法施行条例	…10

■予算案 9件

第3号議案	令和2年度島根県一般会計補正予算（第11号）〔関係分〕	…13
第6号議案	令和3年度島根県一般会計予算〔関係分〕	…21
第11号議案	令和3年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計予算	…21
第12号議案	令和3年度島根県国民健康保険特別会計予算	…21
第13号議案	令和3年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	…21
第57号議案	令和2年度島根県一般会計補正予算（第12号）〔関係分〕	…38
第61号議案	令和2年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算（第2号）	…38
第62号議案	令和2年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	…38
第63号議案	令和2年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第3号）	…38

■報告事項 10件

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応等について
(健康福祉総務課) …54
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備状況について
(薬事衛生課) …57
- 3 令和3年4月健康福祉部組織改正の概要について
(健康福祉総務課) …59
- 4 島根県国民健康保険運営方針中間見直しについて
(健康推進課) …60
- 5 令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について
(健康推進課) …62
- 6 島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)の改定(案)について
(地域福祉課) …64
- 7 島根県再犯防止推進計画(素案)について
(地域福祉課) …74
- 8 第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画(案)について
(高齢者福祉課) …76
- 9 第4次島根県DV対策基本計画(案)について
(青少年家庭課) …87
- 10 第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画(案)について
(障がい福祉課) …89

【別添資料】

- 資料1 令和3年度当初予算別冊資料
- 資料2 島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)(案)
- 資料3 島根県再犯防止推進計画(素案)
- 資料4 第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画(案)
- 資料5 第4次島根県DV対策基本計画(案)
- 資料6 第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画(案)

島根県手数料条例の一部を改正する条例（薬機法改正関係）

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）等の一部を改正する法律が令和元年12月に公布され、令和2年4月から令和4年12月にかけて段階的に施行される。

改正後の薬機法等の施行に伴い、島根県手数料条例について所要の改正を行う。

※手数料の新設及び額の変更は無し。

2 改正内容

1) 覚せい剤取締法の名称の改正

「覚せい剤取締法」の名称が「覚醒剤取締法」に改正されたことに伴い、条例別表を修正する。

2) その他

手数料条例で引用する薬機法の条項の変更に伴い、条例別表を修正する。

3 施行期日

2の1)については令和3年4月1日、2の2)については令和3年8月1日から施行する。

島根県地域医療再生臨時特例基金条例の廃止について

1 本条例の概要

(1) 経緯

- 国が平成21年度に、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて行う取組を支援するため、「地域医療再生臨時特例交付金（以下「特例交付金」という。）」を措置。これを受け、県は、平成22年3月に地域医療再生臨時特例基金条例を制定し、地域医療再生臨時特例基金（以下「本基金」という。）を造成。
- 一方、平成22年に、島根県内農業協同組合及び全国共済農業協同組合連合会島根県本部（以下「JA」という。）が、ドクターヘリの運航支援として、県へ1億円を寄附。特例交付金での事業実施が終了する平成26年度以降の運航経費に活用することとし、本基金へ積立。

(2) 本基金の概要

- ・ 積立総額：98億3百万円
- ・ 主な実施事業・実施期間
 - ① 医師確保対策（奨学金貸与、しまね地域医療支援センター運営費、島根大学医学部寄附講座設置等）・・・H22～H27
 - ② 看護職員等確保対策（修学資金等貸付、離職防止・再就職促進対策等）・・・H22～H27
 - ③ ドクターヘリ導入（インフラ整備、運航経費等）など
 - ・ 特例交付金分・・・H22～H25
 - ・ JA寄附金分・・・H26～R2

※JA寄附金は、国庫補助を上回る経費（300時間を超える運航時間分の経費）に活用
※特例交付金分の事業終期は、平成25年度末とされていたが、一部事業は事業期間を延長し、平成27年度まで実施。本基金で実施した事業の一部は、医療介護総合確保促進基金へ移行し現在に至る。

2 本条例の廃止の理由

令和2年度末にJA寄附金も含め、全額を取り崩し清算が完了することから、基金の設置を要しなくなったため。

3 本条例を廃止する日

令和3年4月1日

島根県国民健康保険財政調整基金条例

1 背景

国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとされた。

2 国保財政調整基金の設置

(1) 国保の財政運営における課題

国保の財政運営においては、前期高齢者交付金の精算等に伴う増減により、納付金額が短期間で著しく変動し、市町村が計画的に保険料を設定することが困難なケースも想定される。

(2) 基金の設置目的、活用方法

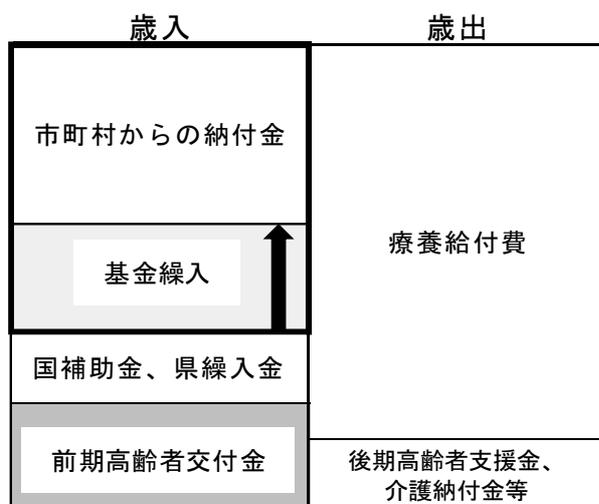
こうした前期高齢者交付金の増減に備え、県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合、その一部を基金に積み立て、後年度の給付増へ財源として活用することにより、年度間の財政調整（納付金の伸びの平準化）を可能とする。

3 基金条例の施行

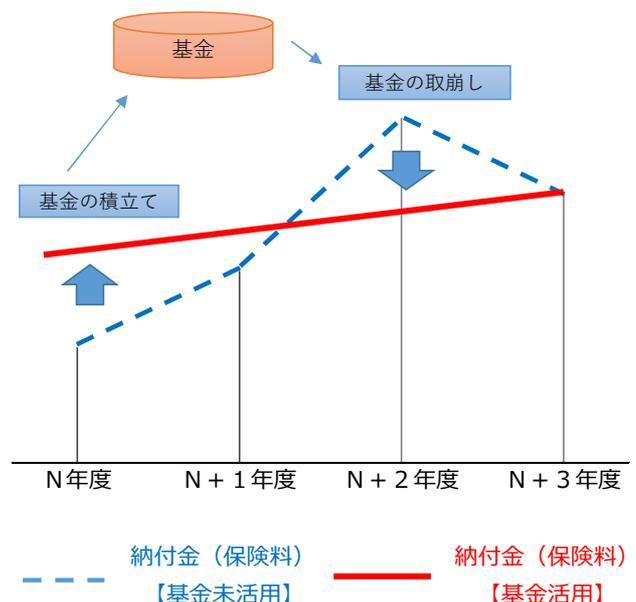
公布の日から施行する。

4 参考

県国保特別会計の財源構成イメージ



基金活用による納付金の年度間財政調整イメージ



島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1. 改正する理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

〔改正対象条例〕

- (1) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 島根県指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 島根県介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 島根県指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 島根県介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 改正の概要

〔(1)～(9)共通〕

①業務継続計画の策定等^(注) ◆

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を義務づけ。

②感染症の予防及びまん延を防止するための措置^(注) ◆

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める。

③虐待の防止^(注) ◆

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務づける。

④ハラスメント対策の強化〔勤務体制の確保等〕

適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

⑤利用者への説明・同意に係る見直し〔電磁的記録等〕

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプラン等書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

⑥テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携におけるICTの活用）

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や他職種連携の促進の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認める。

(注) 3年間（令和6年3月31日まで）の経過措置期間あり。

◆：従うべき基準

[(1) 及び(2)関係事項]	
改正項目	サービス種別
①サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 〔地域との連携等〕 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努める。	(介護予防) 訪問入浴介護、訪問介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 通所リハビリテーション、通所介護、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売
②地域と連携した災害への対応の強化 災害の対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。	通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護
③認知症介護研修の受講の義務付け ^(注) 〔勤務体制の確保等〕 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。	(介護予防) 訪問入浴介護、通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護

(注) 3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置期間あり。

(3) ～(9)関係事項	
改正項目	サービス種別
①地域と連携した災害への対応の強化 災害の対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。	軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
②認知症介護研修の受講の義務付け ^(注1) 〔勤務体制の確保等〕 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ。	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
③リスクマネジメントの強化 ^(注2) 施設サービス事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づけ。	
④ユニットの居室又は病室の設備の基準 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護/看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう務めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から、「原則としておおむね10人以下とし、15人をこえないもの」とする。	特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設〔短期入所含む〕 介護療養型医療施設 ※介護老人保健施設・介護医療院は省令で定める
⑤管理栄養士の配置 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置づける。(栄養士又は管理栄養士の配置を求める。)	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
⑥栄養管理・口腔衛生管理 ^(注1) <ul style="list-style-type: none"> 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。 口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。 	介護医療院

(注1) 3年間(令和6年3月31日まで)の経過措置期間あり。

(注2) 6月(令和3年9月30日まで)の経過措置期間あり。

3. 施行期日

令和3年4月1日

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1. 改正する理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

〔改正対象条例〕

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (9) 島根県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- (11) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

2. 改正の概要

〔(1)～(9)共通〕	
①障がい者虐待防止の取組 (注1)◆	
虐待防止のための責任者及び委員会の設置、従業者に対する研修の実施等を義務付ける。	
②感染症等対策の徹底 (注2)◆	
感染症等の予防及びまん延を防止するための取組みを徹底するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。	
③業務継続計画の策定等 (注2)◆	
感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施等を義務付ける。	
④地域と連携した災害への対応	
災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。	
⑤ハラスメント対策の強化	
適切なハラスメント対策の対応を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。	
⑥会議や他職種連携におけるICTの活用	
サービス計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。	
⑦身体拘束の適正化 (注1)◆	
身体拘束の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を義務化	

(注1) 1年間の経過措置期間あり。

(注2) 3年間の経過措置期間あり。

◆：従うべき基準

改正項目	サービス種別
〔(1)関係事項〕	
①「身体拘束等の禁止」規定追加 ◆	
サービス提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。やむを得ず行う場合、その態様等を記録する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
〔(1)～(3)、(6)関係事項〕	
②効果的な就労支援に向けた対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行う。 ・就労移行支援の常勤要件を廃止 ・運営状況に関して自ら評価を行い、その結果を公表すること。 ・利用者に対する相談等の支援についてテレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。 	生活介護、自立訓練、就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労移行支援 就労継続支援A型 就労定着支援

◆：従うべき基準

〔(7)～(9)関係事項〕	
改正項目	サービス種別
① 障がい児通所支援における人員等基準◆ ・ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には看護職員を配置する。 ・ 看護職員を配置した場合に児童指導員又は保育士の合计数に含めることができる。	児童発達支援、放課後等デイサービス
② 障がい児入所施設における人員等基準^(注3)◆ 福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数をおおむね障害児の数を4で除して得た数以上とする。	福祉型障害児入所施設

(注3) 現に指定を受けている施設について1年間の経過措置期間あり。

◆：従うべき基準

〔(10)、(11)関係事項〕
第10条関係 一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長する。
第11条関係 一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長する。

3. 施行期日

令和3年4月1日

島根県魚介類行商条例の廃止について

1 改正理由

平成30年6月13日「食品衛生法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布された。

これまで、魚介類の行商の登録及び衛生上の遵守事項等については、島根県魚介類行商条例（昭和26年島根県条例第19号、以下「行商条例」という。）として定めてきた。

改正法の施行（令和3年6月1日）により、営業届出制度が創設され、行商についても営業届出の対象業種となる。また、公衆衛生上必要な措置については、厚生労働省令で規定されたことから、行商条例を廃止する。

2 改正概要

- （1）行商条例に基づく既存登録者は、食品衛生法（以下「法」という。）第57条に基づき、令和3年11月末までに新たに営業届出を行う。
- （2）衛生上の遵守事項等については、法第51条第1項の規定に基づき、厚生労働省令に規定された公衆衛生上必要な措置に従う。
- （3）所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和3年6月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の全部改正について

1 改正理由

これまで、公衆衛生の見地から必要な営業施設の基準を食品衛生法施行条例で定めてきたが、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行（令和3年6月1日）により、営業許可の業種区分が見直され、全国平準化の観点から厚生労働省令で定める基準を参酌（さんしゃく）して条例で必要な施設基準を定めるよう規定された。

食品衛生法の改正にあわせて、厚生労働省令にふぐの取扱いに必要な規定が整備され、ふぐ処理者の認定の際に必要な知識及び技術は試験により確認すること並びに認定の取消し等に係る内容が通知により示された。

以上のことから、食品衛生法施行条例の全部を改正する。

2 改正概要

(1) 営業許可区分の見直しに関する事項

ア 現行条例の別表第2で定める営業の施設の基準を、厚生労働省令で定める基準（参酌基準）のとおり改める。

現行条例		改正条例	
別表第1	〔削除〕	別表第1	共通する基準
別表第2	営業の施設の基準	別表第2	業種ごとの基準
		別表第3	生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

イ 参酌基準が示されていない現行許可業種（露店、船舶、列車等）に対応するため、施設の基準を緩和できる規定を第2条第2項に定める。

ウ 営業許可の業種区分の見直し等に伴い、手数料を改める。

(2) ふぐ処理者に関する事項【新設】

ア ふぐ処理者に必要な知識及び技術を確認するための試験制度を設ける。

イ アの試験の合格者及び他の都道府県等のふぐ処理者の免許を有する者等に、島根県のふぐ処理者の免許を与える。

ウ ふぐ処理者の免許の取消し規定を設け、期限内に免許証の返納を行わない場合は公表する規定を設ける。

エ ふぐ処理者の免許を取消された者に対し、免許を与えない期間の規定を設ける。

オ 既存のふぐ処理者に対し、経過措置期間（令和3年6月1日から3年間）を与え、経過措置期間中は、引き続き、県内であればふぐ処理が行える旨の規定を設ける。また（3）に該当した場合は、ふぐ処理を認めない規定を設ける。

(3) その他法改正による規定の整理を行う。

3 施行期日

令和3年6月1日から施行する。

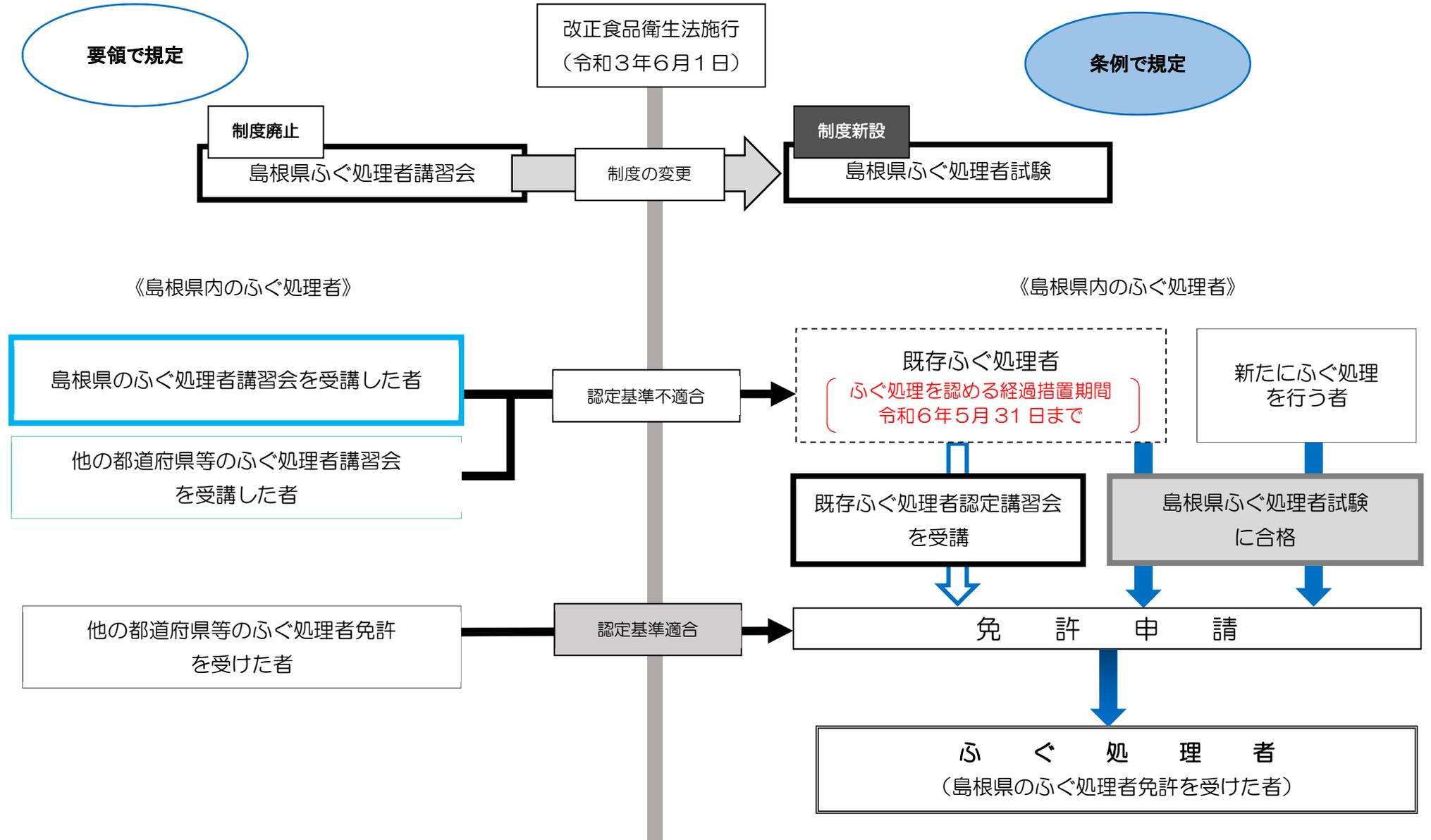
食品衛生法改正に伴う営業許可手数料の変更及び新設

概要

- ・食品衛生法の改正により、令和3年6月から許可業種が変更・新設されるため、手数料を改定。
- ・手数料改定に係る食品衛生法の主な改正点
 - ①許可業種の変更・新設（34業種→32業種）
 - ②一部許可業種の届出化（手数料を取らないため、皆減）
 - ③HACCPに沿った衛生管理の制度化（業務増に伴う人件費増分を増額改定）

No.	改正前 許可業種	改正後 許可業種	区分	改正前 手数料	改正後 手数料
1	飲食店営業（自動販売機）	調理の機能を有する自動販売機	変更	16,000	7,500
2	飲食店営業	飲食店営業		16,000	17,000
	喫茶店営業		変更	9,600	
3	菓子製造業	菓子製造業		14,000	16,000
	あん類製造業		変更	14,000	
4	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業		14,000	16,000
5	乳処理業	乳処理業		21,000	23,000
6	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業		21,000	23,000
7	乳製品製造業	乳製品製造業		21,000	23,000
8	集乳業	集乳業		9,600	11,000
	乳類販売業		届出	9,600	
9	食肉処理業	食肉処理業		21,000	23,000
10	食肉販売業	食肉販売業		9,600	11,000
		容器包装に入ったもののみを販売	届出	9,600	
11	食肉製品製造業	食肉製品製造業		21,000	23,000
12	魚介類販売業	魚介類販売業		9,600	11,000
		容器包装に入ったもののみを販売	届出	9,600	
13	魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業		21,000	23,000
	魚肉ねり製品製造業		変更	16,000	
14		水産製品製造業	新設		17,000
15	食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	変更	21,000	23,000
		冷凍・冷蔵倉庫業	届出	21,000	
16		複合型冷凍食品製造業	新設		35,000
17	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業		21,000	23,000
18	清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業		21,000	23,000
	乳酸菌飲料製造業		変更	14,000	
19	氷雪製造業	氷雪製造業		21,000	23,000
	氷雪販売業		届出	14,000	
20	食用油脂製造業	食用油脂製造業		21,000	23,000
	マーガリン又はショートニング製造業		変更	21,000	
21	みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	変更	16,000	17,000
	醤油製造業		変更	16,000	
	ソース類製造業		廃止	16,000	
22	酒類製造業	酒類製造業		16,000	17,000
23	豆腐製造業	豆腐製造業		14,000	16,000
24	納豆製造業	納豆製造業		14,000	16,000
25	めん類製造業	麺類製造業		14,000	16,000
26	そうざい製造業	そうざい製造業		21,000	23,000
27		複合型そうざい製造業	新設		35,000
28	缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	変更	21,000	23,000
		はちみつ、酢	届出		
29	添加物製造業	添加物製造業		21,000	23,000
30		液卵製造業	新設		23,000
31		漬物製造業	新設		16,000
32		食品の小分け業	新設		16,000

改正食品衛生法の施行によるふぐ処理者の取り扱いについて



令和2年度2月補正予算案(初日提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,413,466	2,130,105	36,719	36,719	2,450,185	2,166,824
地域福祉課	2,671,506	1,045,721	705,553	0	3,377,059	1,045,721
医療政策課	20,450,161	7,825,986	▲ 211,740	▲ 492,335	20,238,421	7,333,651
健康推進課	21,155,973	19,052,819	49,494	13,458	21,205,467	19,066,277
高齢者福祉課	19,523,140	13,567,568	200,000	0	19,723,140	13,567,568
青少年家庭課	3,777,334	2,247,417	▲ 2,936	▲ 14,707	3,774,398	2,232,710
子ども・子育て支援課	10,708,021	9,573,568	227,176	3,141	10,935,197	9,576,709
障がい福祉課	11,927,806	8,008,357	102,787	1,442	12,030,593	8,009,799
薬事衛生課	8,301,319	1,735,086	▲ 36,967	▲ 29,361	8,264,352	1,705,725
健康福祉部計	100,928,726	65,186,627	1,070,086	▲ 481,643	101,998,812	64,704,984

■令和2年度2月補正予算案(初日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名 議案事業名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		100,928,726	1,070,086	101,998,812	1,477,289	0	0	33,400	41,040	▲ 481,643
健康福祉総務課		2,413,466	36,719	2,450,185	0	0	0	0	0	36,719
1	保健環境科学研究所管理運営費	61,002	28,944	89,946	・新型コロナウイルス感染症対応に係る備品整備 28,999 ・新型コロナウイルス感染症対策費(マスク等衛生用品) ▲55					
2	保健所管理運営費	201,291	▲ 900	200,391	・新型コロナウイルス感染症対策費(マスク等衛生用品)					
3	総合福祉センター維持管理運営費	183,220	3	183,223	・新型コロナウイルス対策に関する備品等整備					
4	医務諸費	34,442	8,672	43,114	・新型コロナウイルス感染症対策費(併任職員人件費)					
地域福祉課		2,671,506	705,553	3,377,059	705,553	0	0	0	0	0
1	自立支援事業費	1,481,719	705,553	2,187,272	・緊急小口資金等の特例貸付に係る原資 253,792 ・緊急小口資金等の特例貸付に係る事務費 451,761					
医療政策課		20,450,161	▲ 211,740	20,238,421	280,595	0	0	0	0	▲ 492,335
1	県立病院管理事業費	4,938,988	56,094	4,995,082	・県立病院一般会計繰出金					
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	9,841,607	▲ 267,834	9,573,773	・感染症防止遠隔医療体制整備事業 ▲1,374 ・入院患者受入協力病院への空床補償 ▲215,220 ・医療従事者への危険手当補助 ▲59,560 ・県立高等看護学院感染防止対策事業 ▲8,302 ・看護関係職員等研修事業 16,622					
健康推進課		21,155,973	49,494	21,205,467	▲ 5,004	0	0	0	41,040	13,458
1	不妊治療支援事業費	142,871	49,494	192,365	・特定不妊治療費助成事業 40,917 ・特定不妊治療費助成事業(松江市負担分)13,933 ・特定不妊治療費助成事業(県単独助成事業(拡充分)) ▲5,356					
高齢者福祉課		19,523,140	200,000	19,723,140	200,000	0	0	0	0	0
1	福祉人材確保・育成事業費	22,237	200,000	222,237	・介護福祉士等修学資金貸付事業					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,777,334	▲ 2,936	3,774,398	11,771	0	0	0	0	▲ 14,707
1	施設入所児童支援事業費	1,985,489	▲ 2,996	1,982,493	・児童養護施設等従事者に対する応援協力金支給事業 ▲3,011 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 15					
2	母子家庭等自立支援事業費	13,969	60	14,029	・ひとり親世帯臨時特別給付金					
子ども・子育て支援課		10,708,021	227,176	10,935,197	224,035	0	0	0	0	3,141
1	保育所等運営支援事業費	5,654,703	33,930	5,688,633	・保育人材確保等事業 22,780 ・認可外保育施設に対する支援(マスク等衛生用品) 10,400 ・私立幼稚園に対する支援(マスク等衛生用品) 750					
2	地域の子育て支援事業費	1,141,870	75,000	1,216,870	・児童クラブ等に対する支援(マスク等衛生用品) 53,000 ・児童クラブ等におけるICT化推進事業 22,000					
3	放課後児童クラブ支援事業費	177,943	▲ 14,890	163,053	・放課後児童クラブ施設整備事業					
4	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	151,421	195,305	346,726	・不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充等に伴う基金造成					
5	保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業費	424,019	▲ 62,169	361,850	・保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業 ▲5,667 ・保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金支給事業 ▲56,502					
障がい福祉課		11,927,806	102,787	12,030,593	67,945	0	0	33,400	0	1,442
1	障がい者施設等整備事業費	185,459	103,912	289,371	・障がい者福祉施設等整備事業 100,200 ・障がい者福祉施設等整備事業(多床室の個室化) 3,712					
2	障がい者就労支援事業費	196,445	▲ 1,125	195,320	・障がい者就労支援事業所工賃向上事業					
薬事衛生課		8,301,319	▲ 36,967	8,264,352	▲ 7,606	0	0	0	0	▲ 29,361
1	感染症の医療体制整備事業費	6,888,533	▲ 36,967	6,851,566	・入院患者受け入れ病床確保事業 ▲42,732 ・感染症患者移送事業 7,836 ・感染症患者移送事業(実績減分) ▲855 ・新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業 ▲1,617 ・感染リスク抑制のためのPCR検査実施事業 ▲99,599 ・浜田保健所検査体制強化事業 100,000					

□繰越明許費補正(一般会計)

	議案事業名	令和3年度への繰越額(千円)			内容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額		
1	保健環境科学研究所管理運営費	0	28,999	28,999	・新型コロナウイルス感染症対応に係る備品整備	健康福祉総務課
2	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	0	22,572	22,572	・医療機関における感染拡大防止等の支援事業、看護関係職員等研修事業	医療政策課
3	保育所等運営支援事業費	0	10,400	10,400	・認可外保育施設に対する支援(マスク等衛生用品)	子ども・子育て支援課
4	保育所・放課後児童クラブ緊急支援事業費	0	1,483	1,483	・保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金	
5	地域の子育て支援事業費	0	75,000	75,000	・地域の子育て支援事業	
6	障がい者施設等整備事業費	0	103,912	103,912	・障がい者福祉施設等整備事業、障がい者福祉施設等整備事業(多床室の個室化)	障がい福祉課
7	感染症の医療体制整備事業費	0	119,942	119,942	・感染症患者移送、隠岐の患者移送体制整備事業、浜田保健所検査体制強化事業	薬事衛生課

【2月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

【結婚・出産・子育てへの支援】

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
1		不妊治療支援事業	35,561	<p>不妊に悩む夫婦等の不妊治療等への参加を後押しするため、治療費等の一部を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費の助成（国基金分） [助成上限額] 30万円/回 [助成回数] 1子ごとに6回まで [負担割合] 国1/2、県1/2 	健康推進課
2		保育士の確保・定着支援事業	22,780	<p>新子育て安心プランを推進し、保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の確保対策 保育士養成施設の学生を対象として修学資金を貸付 	子ども・子育て支援課

【保健・医療・介護の充実】

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
3		介護人材確保・定着事業	200,000	<p>高齢化の進展や介護人材の不足に対応するため、将来を見据えた計画的な福祉・介護人材確保を図るための対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 介護福祉士養成施設の学生等へ修学資金を貸付 	高齢者福祉課

【2月補正（健康福祉部所管分）】

主な補正項目（コロナ）

【医療提供体制の強化】

（単位：千円）

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
1	新規	新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業	100,000 (繰越限度額 100,000)	県西部におけるPCR検査体制を確保するため、浜田保健所において検査室・検査機器を整備 [整備内容] ・PCR検査室等 ・PCR検査機器 [1日当たりの検査実施件数] 72検体	薬事衛生課
2		感染症検査体制整備事業	28,999 (繰越限度額 28,999)	新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対して行う、感染症法に基づく行政検査（PCR検査等）の実施体制を確保	健康福祉総務課
3		感染症患者移送事業	7,836 (繰越限度額 7,836)	新型コロナウイルス感染症患者を入院先の医療機関へ移送する体制を確保	薬事衛生課
4	新規	看護職員等研修事業	16,622 (繰越限度額 16,622)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、負荷が増加している看護師の負担軽減や看護体制の維持・強化のため、看護職員等を対象とした研修を実施 ・各病院において実施する看護師・看護補助者等を対象とした、感染対策強化のための研修に要する経費を助成 ・新型コロナウイルス感染症の影響による臨床現場での学び不足を補うため、新人看護職員の職場適応研修を実施	医療政策課

【学校等における感染防止・学習環境の確保】

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
5		社会福祉施設等におけるコロナ対策支援事業	64,150 (繰越限度額 63,400)	<p>保育施設、私立幼稚園、放課後児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、衛生用品等の確保を支援</p> <p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・私立幼稚園 ・放課後児童クラブ等 <p>[実施内容]</p> <p>各施設における衛生用品の購入経費を支援</p> <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/2、県 1/2 (認可外保育施設) ・国 1/2、設置者等 1/2 (私立幼稚園) ・国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 (放課後児童クラブ等) 	子ども・子育て支援課
6	新規	児童クラブ等におけるICT化推進事業	22,000 (繰越限度額 22,000)	<p>オンラインによる会議やオンラインを活用した相談体制などに対応するため、ICT環境の整備を支援</p> <p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ等 <p>[助成率及び助成上限額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率 10/10 (国 1/3、県 1/3、市町村 1/3) ・助成上限額 1 支援単位あたり 50 万円 	子ども・子育て支援課

【県民生活の支援】

(単位：千円)

No.	区分	事業名	予算額	概要	部局名
7		障がい者支援施設等の個室化支援事業	3,712 (繰越限度額 3,712)	新型コロナウイルス感染者の感染拡大を防止するため、障がい者支援施設等において多床室を個室化する際の改修に要する経費を助成 [負担割合] 国 1/2、県 1/4、設置者 1/4	障がい福祉課
8		生活福祉資金の特例貸付	705,553	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入の減少があった世帯に貸し付ける特例の生活福祉資金について、貸付の受付期間が延長されたことに伴い、貸付原資、債権管理事務費を増額 [貸付受付期間] 令和3年3月末まで [申込み先] 市町村社会福祉協議会等 [負担割合] 国 10/10	地域福祉課
[貸付内容]					
区分	緊急小口資金 (主に休業された方向け)	総合支援資金 (主に失業された方等向け)			
貸付上限	20万円以内	月20万円以内×原則3月以内			
据置期間	1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長)				
償還期限	据置期間経過後2年以内	据置期間経過後10年以内			
貸付利子	無利子				
保証人	不要				

令和3年度当初予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	R03年度当初予算額		R02年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,368,214	2,107,844	2,396,033	2,113,050	▲ 27,819	▲ 5,206	▲ 1.2	▲ 0.2
地域福祉課	1,146,013	984,216	1,183,973	1,029,114	▲ 37,960	▲ 44,898	▲ 3.2	▲ 4.4
医療政策課	11,992,588	7,503,121	10,710,220	7,228,160	1,282,368	274,961	12.0	3.8
健康推進課	20,995,288	19,352,357	21,134,222	19,062,035	▲ 138,934	290,322	▲ 0.7	1.5
高齢者福祉課	15,392,136	13,720,385	15,384,505	13,502,600	7,631	217,785	0.0	1.6
青少年家庭課	3,447,109	2,180,561	3,577,297	2,243,380	▲ 130,188	▲ 62,819	▲ 3.6	▲ 2.8
子ども・子育て支援課	9,695,472	9,187,753	9,469,790	8,941,216	225,682	246,537	2.4	2.8
障がい福祉課	10,123,019	8,138,359	9,863,356	7,972,589	259,663	165,770	2.6	2.1
薬事衛生課	5,703,827	697,121	1,646,400	601,129	4,057,427	95,992	246.4	16.0
健康福祉部計	80,863,666	63,871,717	75,365,796	62,693,273	5,497,870	1,178,444	7.3	1.9

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	R03年度当初予算額		R02年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	304,057	0	300,947	0	3,110	0	1.0	0.0
島根県国民健康保険特別会計	65,722,550	0	64,394,976	0	1,327,574	0	2.1	0.0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	436,181	0	480,267	0	▲ 44,086	0	▲ 9.2	0.0

■令和3年度当初予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

部 課 名 議 案 事 業 名	R03年度 当初	R02年度 当初	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
				国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部	80,863,666	75,365,796	5,497,870	12,789,861	12,748	122,554	484,400	3,582,386	63,871,717
健康福祉総務課	2,368,214	2,396,033	▲ 27,819	16,958	0	19,350	0	224,062	2,107,844
1 健康福祉事務集中処理事業費	8,254	7,992	262	・健康福祉事務集中処理事業費					
2 保健環境科学研究所管理運営費	70,792	60,522	10,270	・施設等維持管理費 47,166 ・調査研究費 14,625 ・施設設備整備費(備品整備費) 6,111					
3 保健所管理運営費	202,965	197,838	5,127	・施設等維持管理費 14,674 ・施設設備整備費 3,315 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 184,976					
4 総合福祉センター維持管理運営事業費	184,182	182,002	2,180	・いきいきプラザ島根(指定管理料等) 97,932 ・いわみーる(指定管理料等) 86,250					
5 保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	18,145	19,007	▲ 862	・国民生活基礎調査 4,690 ・統計情報提供事業 12,821					
6 医務諸費	27,547	29,365	▲ 1,818						
7 保健所諸費	27,193	28,043	▲ 850						
8 一般職給与費	1,829,136	1,871,264	▲ 42,128	・一般職員 251人					

(単位:千円)

課名 議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
地域福祉課	1,146,013	1,183,973	▲ 37,960	137,030	0	0	17,400	7,367	984,216
1 福祉・介護人材確保対策事業費	387,262	397,860	▲ 10,598	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業 374,830 ・福祉人材センターの運営事業 12,432					
2 地域福祉セーフティネット推進事業費	19,554	21,073	▲ 1,519	・ボランティアセンター事業 4,871 ・地域福祉トータルケア推進事業 8,288 ・しまね流福祉のまちづくり推進事業 3,832 ・福祉教育推進事業 2,563					
3 福祉サービス改善支援事業費	19,227	19,126	101	・福祉施設経営の指導事業 11,498 ・社会福祉法人経営労務管理改善支援事業 6,000 ・福祉サービスにおける第三者評価事業 1,729					
4 福祉サービス利用支援事業費	92,927	92,259	668	・福祉サービス利用援助事業 83,385 ・福祉サービスに関する苦情解決事業 9,542					
5 自立支援事業費	24,293	31,227	▲ 6,934	・生活福祉資金貸付事業					
6 民生委員活動推進事業費	126,278	124,146	2,132	・法定単位民生児童委員協議会活動費補助金 12,788 ・民生委員活動費 108,108 ・民生委員研修 5,382					
7 社会福祉施設等の整備促進事業費	96,971	149,736	▲ 52,765	・社会福祉施設等借入金に対する元利補給金の交付事業					
8 社会福祉事業指導費	2,581	2,467	114	・県社会福祉審議会経費					
9 社会福祉法人指導事業費	10,228	10,104	124	・社会福祉法人等に対する指導監査及び関連事業					
10 行旅病人等への支援事業費	354	330	24	・行旅病人等への費用弁償経費					
11 生活保護費の給付事業費	92,351	97,037	▲ 4,686	・生活保護費の給付 85,415 ・生活保護決定・実施事業 1,064 ・生活保護法施行事務監査等事業 3,497 ・公的扶助資料調査事業 2,375					
12 被災者への支援事業費	27,767	26,100	1,667	・災害援護資金貸付金事業					
13 生活困窮者支援体制整備事業費	16,003	5,339	10,664	・生活困窮者支援体制推進事業 6,658 ・子どものセーフティネット推進費 849 ・SNSによる支援体制構築事業 1,341 ・子どもの居場所創出等支援事業 7,155					
14 災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	9,983	3,500	6,483	・災害福祉広域支援ネットワーク体制推進補助事業 7,950 ・新型コロナウイルス感染症に係る介護・障がい福祉等サービス継続支援事業(コロナ) 2,033					
15 再犯防止等推進事業費	20,510	20,329	181	・再犯防止推進事業 2,411 ・地域生活定着支援事業 18,099					
16 国庫支出金返還金	17,300	17,300	0	・過年度補助金等返還金					
17 社会福祉諸費	3,395	3,501	▲ 106						
18 一般職給与費	179,029	162,539	16,490	・一般職員 23人					

(単位:千円)

課名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
医療政策課	11,992,588	10,710,220	1,282,368	2,886,218	0	24,444	0	1,578,805	7,503,121
1 地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	528,791	512,295	16,496	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療奨学金貸与事業 169,100 ・地域医療支援センター運営事業 86,606 ・医師養成推進事業(島根大学医学部寄附講座の設置、研修医研修支援資金等) 137,285 ・地域医療振興推進事業 109,982 ・小児救急電話相談(#8000)事業 9,230 ・周産期医療体制構築事業 13,922 					
2 看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	162,937	204,861	▲ 41,924	<ul style="list-style-type: none"> ・県内進学促進(看護師等養成所運営費補助、教員継続研修等) 98,267 ・看護職員の確保・定着(病院内保育所運営費補助・ナースセンター事業等) 64,670 					
3 医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	114,427	29,434	84,993	<ul style="list-style-type: none"> ・県内医療従事者確保事業 19,982 ・医療従事者の勤務環境改善支援事業 92,900 					
4 在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	111,480	113,123	▲ 1,643	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進事業 4,734 ・市町村支援事業 26,673 ・病院体制整備事業 3,412 ・訪問診療等設備整備事業 17,700 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 27,375 ・医療介護情報連携モデル事業 30,000 					
5 地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	611,247	872,855	▲ 261,608	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね型医療提供体制構築事業 444,752 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 166,495 					
6 医療介護総合確保促進交付金事業費	1,353,406	1,070,765	282,641	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3) 1,353,355 ・基金運用収益繰入 51 					
7 地域医療を支える医師確保養成対策事業費	362,240	363,669	▲ 1,429	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 10,861 ・地域勤務医師支援事業 26,511 ・地域医療支援事業 10,287 ・地域医療奨学金貸与事業 112,517 ・自治医科大学運営費負担金 133,634 ・周産期医療体制構築事業 68,430 					
8 看護師等確保対策事業費	90,382	105,414	▲ 15,032	<ul style="list-style-type: none"> ・島根「ふるさと」看護奨学金貸与 42,000 ・看護学生修学資金貸与(継続分) 2,496 ・病院内保育所運営費補助 4,945 ・ナースセンター事業 8,330 ・助産師活用推進事業 2,423 ・特定行為研修体制整備事業 24,796 					
9 県立高等看護学院運営事業費	333,928	531,489	▲ 197,561	<ul style="list-style-type: none"> ・石見高等看護学院運営費 227,226 ・松江高等看護学院運営費 106,702 					
10 保健医療計画の策定費	5,434	5,434	0	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療対策会議等会議開催経費 					
11 医療従事者確保事業費	27,043	27,043	0	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県歯科技術専門学校運営費補助 					
12 医療機関の機能充実費	564,490	460,165	104,325	<ul style="list-style-type: none"> ・邑智病院施設整備費元利補給金 25,517 ・益田赤十字病院建替整備元利補給金 58,419 ・公立病院施設整備支援交付金 52,720 ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 36,069 ・医療機関の施設・設備整備 147,247 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 153,318 ・病床機能再編支援事業 91,200 					
13 離島医療の充実のための事業費	239,888	210,888	29,000	<ul style="list-style-type: none"> ・隠岐広域連合の本部管理費の負担 18,578 ・隠岐病院建替整備事業負担金 45,111 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 176,199 					
14 県西部地域の医療を充実させる事業費	557	557	0	<ul style="list-style-type: none"> ・西部医療提供体制検討会経費 					

(単位:千円)

議案事業名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
15 へき地等の医療機関を支援する事業費	57,821	57,710	111	・へき地診療所運営費補助 18,187		・へき地医療拠点病院運営費補助 39,634			
16 救急医療体制の整備費	430,424	438,788	▲ 8,364	・救命救急センター補助事業 51,438		・ドクターヘリ運航事業 378,885			
17 原子力災害時の医療体制整備費	209,359	218,788	▲ 9,429	・原子力災害医療関係機関連絡会議 1,283		・原子力災害医療活動用資機材整備 155,422			
				・安定ヨウ素剤事前配布経費 52,654					
18 風水害震災時の医療体制整備費	13,837	13,837	0	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援、衛星電話使用料等) 11,987					
				・災害拠点病院等活動支援事業 1,850					
19 地域医療の連携推進費	32,454	31,878	576	・医療連携体制推進事業(会議経費等) 799		・寝たきり老人等歯科診療推進費 1,000			
				・医療介護連携ITシステム構築支援事業 30,655					
20 移植医療の推進費	19,305	19,305	0	・県移植コーディネーター設置 6,993		・移植医療普及啓発委託費 12,046			
21 医療法関係業務費	11,737	10,561	1,176	・医療安全支援センター事業 3,635		・医療機能情報、施設管理システム運営費 6,366			
22 試験事務費	942	964	▲ 22	・准看護師試験事務					
23 県立病院管理事業費	5,131,464	4,946,698	184,766	・県立病院一般会計繰出金 4,852,868		・地域勤務医師支援 267,459			
				・県立こころの医療センター(若松分校)管理運営、旧湖陵病院跡地管理 11,137					
24 医療従事者の免許・資格事務費	0	1,298	▲ 1,298	・看護職員業務従事者届					
25 島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	589	586	3	・あさひ診療所特別会計繰出金					
26 外国人患者に対する医療提供体制整備費	1,897	6,806	▲ 4,909	・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業					
27 国庫支出金返還金	65,000	53,800	11,200	・過年度補助金等返還金					
28 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	1,197,504	0	1,197,504	・感染症患者の受入医療提供体制強化事業(コロナ) 300,000					
				・無症状者等の療養体制確保事業(コロナ) 797,868					
				・島根県広域入院調整本部運営事業(コロナ) 17,500		・医療従事者の宿泊施設確保事業(コロナ) 37,136			
				・医療従事者への危険手当補助事業(コロナ) 45,000					
29 医務諸費	12,854	14,836	▲ 1,982						
30 一般職給与費	301,151	386,373	▲ 85,222	・一般職員 35人					

□債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1 医学生地域医療奨学金貸付金	令和4年度～令和8年度	290,370	県内のへき地医療に従事しようとする、島根大学・鳥取大学の入学生等への奨学金貸付金	医療政策課
2 島根大学医学部寄附講座設置事業費	令和4年度～令和7年度	160,000	島根大学医学部への寄附講座設置事業	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		20,995,288	21,134,222	▲ 138,934	1,442,272	0	1,179	0	199,480	19,352,357
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	42,484	32,260	10,224	・産前・産後訪問サポート事業 9,710 ・産後のケア事業 24,000 ・妊産婦総合支援事業(コロナ) 8,774					
2	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	16,821	10,211	6,610	・健康寿命延伸強化事業 10,012 ・健康な食環境づくり事業 2,422 ・働き盛り世代の健康づくり強化事業 2,470					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	1,396	1,396	0	・歯科医療従事者確保対策事業					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	4,380	4,380	0	・在宅緩和ケア推進事業 1,145 ・在宅歯科医療連携室整備事業 1,574 ・在宅歯科医療推進対策事業 1,661					
5	しまねがん対策強化事業費	70,891	70,854	37	・がん検診充実事業 3,685 ・安心しまねのがん医療実現事業 37,500 ・緩和ケア提供体制強化事業 1,014 ・患者家族支援事業(AYA世代のがん患者フォーラム開催事業含) 9,865 ・がん教育事業 7,325 ・計画推進事業(全国がん登録事業含) 11,502					
6	生活習慣病予防対策事業費	43,078	45,074	▲ 1,996	・健康増進事業 35,293 ・たばこ対策推進事業 2,599					
7	後期高齢者医療支援事業費	11,775,736	11,878,122	▲ 102,386	・医療給付費県費負担金 9,364,459 ・基盤安定負担金:保険料軽減分 1,887,067 ・高額医療費県費負担金 523,868 ・基金運用収益繰入 34					
8	国民健康保険支援事業費	5,752,346	5,877,712	▲ 125,366	・基盤安定負担金 保険料軽減分 1,798,028 ・基盤安定負担金 保険者支援分 324,721 ・財政健全化対策交付金 122,497 ・国民健康保険特別会計繰出金 3,471,833					
9	親と子の医療費助成事業費	551,498	603,731	▲ 52,233	・乳幼児等医療費助成事業 505,857 ・先天性代謝異常等検査 18,937 ・未熟児養育医療費給付費 13,849					
10	不妊治療支援事業費	276,481	142,871	133,610	・特定不妊治療費助成事業 260,481 ・男性不妊検査費助成事業 4,800 ・不育症検査費助成事業 5,250 ・がん患者等に対する妊よう性温存療法支援事業 5,950					
11	特定医療費等助成事業費	1,351,027	1,319,263	31,764	・特定医療費支給事業 1,336,597 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 6,545					
12	小児慢性特定疾患対策事業費	118,375	108,331	10,044	・小児慢性特定疾病医療支援事業 117,732					
13	難病相談・支援事業費	29,617	29,504	113	・難病相談・支援センター事業 13,070 ・難病医療提供体制整備事業 5,172 ・在宅重症難病患者一時入院支援事業 8,154					
14	肝炎医療費助成事業費	100,858	128,690	▲ 27,832	・肝炎医療費助成事業 81,670 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 19,188					
15	原爆被爆者対策事業費	379,956	408,250	▲ 28,294	・被爆者助成事業 368,298 ・被爆者健康診断事業 9,503					
16	ハンセン病療養所入所者等支援事業費	1,854	1,854	0	・家族生活援護事業 604 ・普及啓発事業 1,235					
17	健康長寿しまね推進事業費	6,715	6,703	12	・健康長寿しまね推進事業 4,497 ・圏域計画推進事業 2,126					

(単位:千円)

議案事業名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
18 食育推進基盤整備事業費	13,174	12,674	500	・食育サポーター等育成事業 795 ・食育推進啓発事業 740 ・国民健康栄養調査 5,660 ・健康な食推進事業 1,538 ・調理師・栄養士免許システム開発・運用経費 2,838					
19 女性の健康相談事業費	2,507	2,507	0	・不妊対策事業 2,248 ・思春期等相談事業 259					
20 母と子の健康支援事業費	4,366	8,865	▲ 4,499	・母子保健推進事業 2,891 ・妊娠・出産包括支援事業 264 ・旧優生保護法一時金支給法事務 427					
21 お産あんしんネットワーク事業費	99,269	92,347	6,922	・周産期医療ネットワーク構築事業 98,494					
22 80歳20本の歯推進事業費	5,070	4,709	361	・歯科保健推進事業 3,053 ・口腔機能維持管理研修 750					
23 アレルギー対策推進事業費	451	451	0	・アレルギー対策推進事業					
24 保険医療機関等指導事業費	4,934	4,796	138	・保険医療機関等指導事業					
25 医療費適正化計画対策費	1,695	3,695	▲ 2,000	・医療費適正化計画対策費					
26 地域保健関係職員研修事業費	9,130	9,314	▲ 184	・キャリアアップ研修 2,321 ・相談記録システム開発・運用経費 6,049					
27 国庫支出金返還金	136,500	130,500	6,000	・過年度補助金等返還金					
28 公衆衛生諸費	8,152	8,405	▲ 253						
29 一般職給与費	186,527	186,753	▲ 226	・一般職員 25人					

(単位:千円)

課名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課	15,392,136	15,384,505	7,631	472,023	0	9,294	175,300	1,015,134	13,720,385
1 介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	253,432	239,747	13,685	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師確保対策事業(新卒等訪問看護師育成事業等) 56,167 ・外国人介護人材支援事業 18,800 ・キャリアアップ研修支援事業 29,097 ・理解促進事業 34,165 ・新任介護職員定着支援事業 6,000 ・介護福祉士資格取得促進事業 4,500 ・潜在介護福祉士の再就職促進事業 20,431 ・認知症ケア人材育成研修事業 8,796 ・地域包括ケアシステム人材育成・資質向上事業 7,535 ・権利擁護人材育成事業 18,568 ・中高年齢者等への入門的研修事業 1,663 ・エルダー・メンター制度導入支援事業 2,259 ・介護ロボット等導入支援事業 30,500 ・介護人材確保促進事業 12,600 					
2 介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	326,310	498,224	▲ 171,914	・介護施設等整備事業					
3 介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	379,560	240,247	139,313	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)					
4 医療介護総合確保促進交付金事業費	446,267	445,726	541	・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3)					
5 在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	3,740	3,787	▲ 47	・訪問看護推進事業					
6 福祉人材確保・育成事業費	19,493	20,037	▲ 544	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護人材確保定着促進事業 19,193 ・男性のための介護のミニ講座 300 					
7 介護保険制度施行支援事業費	175,813	469,199	▲ 293,386	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設整備事業 153,000 ・老人保健施設整備資金借入金利子補給 11,710 ・指定事業者指定・管理事業 3,630 					
8 介護保険制度運営支援事業費	12,192,380	12,039,472	152,908	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費負担金事業 11,939,603 ・第1号保険料軽減事業 251,502 					
9 保険者機能強化推進事業費	36,958	26,055	10,903	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業 10,803 ・介護給付適正化推進特別事業 4,268 ・保険者支援事業 2,196 					
10 地域包括ケア推進事業費	8,200	7,200	1,000	・市町村支援事業					
11 高齢者介護予防推進事業費	710,900	687,778	23,122	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)					
12 介護保険低所得者利用負担対策事業費	21,321	21,642	▲ 321	・社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業 21,251					
13 介護サービス適正実施指導事業費	2,785	2,653	132	・介護サービス情報の公表事業					
14 新たな共助の仕組みづくり推進事業費	49,753	48,584	1,169	<ul style="list-style-type: none"> ・くにびき学園運営事業 5,245 ・健康福祉祭運営事業 4,081 ・市町村老人クラブ連合会助成事業 25,098 ・県老人クラブ等活動推進事業 13,400 					
15 生涯現役社会づくり推進事業費	5,231	5,927	▲ 696	・長寿者等顕彰事業 581					
16 軽費老人ホーム運営事業費	321,923	325,505	▲ 3,582	・軽費老人ホーム利用料支援等補助					
17 認知症施策推進事業費	40,444	40,040	404	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域連携体制構築等推進事業 29,079 ・介護従事者向け認知症研修事業 9,958 					
18 ケアマネジャー総合支援事業費	9,273	8,647	626	・介護支援専門員実務研修事業 8,537					
19 旧軍人及び未帰還者等援護事業費	30,437	30,267	170	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給等調査推進事業 18,346 ・県遺族連合会助成 2,780 ・戦没者遺族援護事業 9,003 					
19 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	66,990	18,360	48,630	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
20 療養病床再編推進事業費	39,500	5,000	34,500	・療養病床転換等支援事業					

(単位:千円)

議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳				
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他
21 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費	5	25	▲ 20	・基金運用収益繰入				
22 国庫支出金返還金	21,800	24,400	▲ 2,600	・過年度補助金等返還金				
23 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	24,989	0	24,989	・新型コロナウイルス感染症に係る介護・障がい福祉等サービス継続支援事業(コロナ)				
24 社会福祉諸費	3,426	3,533	▲ 107					
25 一般職給与費	201,206	172,450	28,756	・一般職員 29人				

(単位:千円)

課名	議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,447,109	3,577,297	▲ 130,188	957,642	11,145	0	291,700	6,061	2,180,561
1	女性相談事業費	54,127	52,632	1,495	・女性相談員による相談 30,508 ・女性相談センター管理費 19,723 ・性暴力被害者支援センター事業 1,741					
2	DV被害者等保護事業費	31,978	31,353	625	・一時保護事業 5,628 ・DV被害者等自立支援事業 2,659 ・一時保護所運営費 23,691					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	100,770	99,777	993	・児童相談所運営費 52,851 ・子どもと家庭電話相談 6,506 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 8,556 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 27,603					
4	施設入所児童支援事業費	1,836,914	1,789,127	47,787	・入院患者家族等支援事業(コロナ) 10,364 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 9,559 ・児童養護施設措置事業 651,209 ・乳児院措置事業 265,643 児童心理治療施設措置事業 215,572 ・自立援助ホーム入所委託事業 17,212 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 40,164 ・わかたけ学園関係事業(施設整備費含) 565,799 ・児童養護施設整備事業 47,540					
5	里親委託児童支援事業費	141,099	127,831	13,268	・里親措置事業 135,959 ・里親支援事業 2,689 ・里親育成事業 2,451					
6	子どもと家庭特定支援事業費	206,616	370,669	▲ 164,053	・児童相談所一時保護事業					
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	1,140	1,140	0	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業					
8	母子家庭等経済支援事業費	77,720	101,956	▲ 24,236	・母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金					
9	母子家庭等自立支援事業費	14,969	13,969	1,000	・母子父子福祉センター運営事業 7,706 ・ひとり親家庭学習支援(市町村補助) 6,003					
10	困難を有する子ども・若者支援事業費	23,771	22,391	1,380	・困難を有する子ども・若者支援事業					
11	青少年を健やかに育む意識向上事業費	3,745	3,745	0	・県民運動推進事業					
12	国庫支出金返還金	34,000	35,900	▲ 1,900	・過年度補助金等返還金					
13	児童総務諸費	28,906	29,802	▲ 896						
14	一般職給与費	891,354	897,005	▲ 5,651	・一般職員 123人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		9,695,472	9,469,790	225,682	276,936	0	2,096	0	228,687	9,187,753
1	結婚支援事業費	149,225	143,631	5,594	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 72,214 ・結婚支援情報発信・企業連携等強化事業 14,476 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 32,500 ・子どもの未来デザイン事業 8,985 ・地域少子化対策重点推進交付金事業 20,000					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	331,168	162,771	168,397	・しまね結婚・子育て市町村交付金 320,000 ・子育て情報発信事業 8,107					
3	みんなで子育て応援事業費(こっころ事業)	14,532	31,672	▲ 17,140	・しまね子育て応援パスポート事業 9,657 ・みんなで子育て応援隊育成事業 691 ・ことのは表彰 4,083					
4	子育てに関する経済負担対応事業費	1,919,195	1,968,150	▲ 48,955	・第1子・第2子保育料軽減事業 270,638 ・第3子以降保育料軽減事業 132,042 ・児童手当交付事業 1,468,703 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 47,812					
5	保育所等運営支援事業費	5,765,257	5,586,778	178,479	・保育所等給付費等 5,375,015 ・保育士人材確保等事業 82,171 ・保育対策総合推進事業 188,982 ・幼児教育総合推進事業 14,075 ・保育所等の指導 15,631 ・小規模民間保育所運営対策事業 40,076 ・待機児童ゼロ化事業 18,810 ・私立学校等支援事業 24,550 ・保育所等職員のための相談体制支援事業(コロナ) 2,133 ・幼稚園等におけるICT化推進事業(コロナ) 1,500					
6	保育所等整備支援事業費	50,000	118,157	▲ 68,157	・認定こども園施設整備事業 50,000					
7	地域の子育て支援事業費	1,121,278	1,018,385	102,893	・地域の子育て支援事業 1,011,722(うち放課後児童健全育成事業分567,207) ・しまねすくすく子育て支援事業 90,034 ・病児保育促進事業 13,000 ・子育て支援の質の確保・向上事業 6,522					
8	放課後児童クラブ支援事業費	182,872	157,943	24,929	・放課後児童クラブ拡充支援事業 56,750 ・放課後児童クラブ施設整備事業 84,751 ・放課後児童支援員等確保対策事業 41,371					
9	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	5	151,421	▲ 151,416	・基金運用収益繰入					
10	国庫支出金返還金	24,300	9,600	14,700	・過年度補助金等返還金					
11	児童総務諸費	4,751	4,851	▲ 100						
12	一般職給与費	132,889	116,431	16,458	・一般職員 19人					

□債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1 しまね子育て応援パスポート事業(こっころパスポートのデジタル化 運用保守費)	令和4年度～令和7年度	12,320	こっころパスポートのデジタル化に係る運用保守費	子ども・子育て支援課

(単位:千円)

課名	議案事業名	R03年度当初	R02年度当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
障がい福祉課		10,123,019	9,863,356	259,663	1,688,462	1,603	1	0	294,594	8,138,359
1	障がい者施策推進事業費	13,657	19,738	▲ 6,081	・障がいを理由とする差別解消推進事業 10,263					
2	障がい者自立支援給付制度運営事業費	18,897	19,294	▲ 397	・障がい者相談支援従事者等研修事業 12,248 ・障がい者ヘルパー養成研修 2,171					
3	障がい者相談事業費	40,737	40,641	96	・高次脳機能障がい者支援事業 14,306 ・強度行動障がい者特別支援体制整備事業 16,940 ・精神障がい者地域生活移行支援事業 6,305 ・障がい者虐待防止対策支援事業 2,879					
4	障がい者施設等整備事業費	215,570	180,760	34,810	・障がい者福祉施設等整備事業 212,570 ・障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業 3,000					
5	障がい者地域生活支援事業費	293,851	268,231	25,620	・市町村障がい者地域生活支援事業 227,495 ・県障がい者地域生活支援事業 43,336 ・障がい者芸術文化活動支援事業 7,260 ・新型コロナウイルス感染症に係る介護・障がい福祉等サービス継続支援事業(コロナ) 15,760					
6	障がい者自立支援給付事業費	4,703,261	4,618,196	85,065	・障がい者介護給付等事業 4,591,632 ・療養介護医療給付事業 69,679 ・補装具給付事業 41,950					
7	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,393,312	2,331,081	62,231	・障がい者自立支援医療給付事業 1,563,729 ・福祉医療費助成事業 829,583					
8	障がい児施設等給付費	1,176,825	1,113,747	63,078	・障がい児施設措置費 325,160 ・障がい児入所給付費 245,195 ・障がい児通所給付費 592,105					
9	障がい者利用施設運営事業費	98,089	101,725	▲ 3,636	・点字図書館運営費補助 41,535 ・聴覚障害者情報センター運営事業 56,554					
10	子ども発達支援事業費	220,286	227,903	▲ 7,617	・発達障がい者支援体制整備事業 71,612 ・障がい児等療育支援事業 42,523 ・重症心身障がい児者サービス基盤整備事業 58,098 ・重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 2,391 ・子どもの心の診療ネットワーク事業 17,840 ・島根県障がい児支援事業(ハッピーアフタースクール等) 19,077 ・発達障がい初診前アセスメント強化事業 3,673					
11	障がい者就労支援事業費	156,107	156,382	▲ 275	・障がい者就労移行推進事業 67,273 ・ステップアップ就労支援事業 19,772 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 58,399					
12	障がい者手当等給付事業費	195,794	195,483	311	・心身障害者扶養共済給付事業 189,179 ・特別児童扶養手当支給事業 6,540					
13	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	1,396	2,118	▲ 722	・身体障がい者等用駐車場利用証制度 1,092					
14	心と体の相談センター運営費	39,026	32,402	6,624	・心と体の相談センター運営費 21,622 ・ひきこもり支援センター事業 9,382 ・精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) 1,527 ・ひきこもり支援地域体制整備事業 2,912					
15	精神保健推進事業費	50,530	48,533	1,997	・自死総合対策事業 29,700 ・精神保健対策費 15,830 ・新型コロナウイルス感染症に係る自死総合対策事業(コロナ) 5,000					

(単位:千円)

議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳				
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他
16 精神医療提供事業費	108,993	92,391	16,602	・精神科救急医療体制整備事業 44,207 ・精神保健医療費 55,971 ・精神医療適正化事業 7,075				
17 国庫支出金返還金	130,800	131,300	▲ 500	・過年度補助金等返還金				
18 障がい福祉諸費	10,637	10,969	▲ 332					
19 一般職給与費	255,251	272,462	▲ 17,211	・一般職員 35人				

□債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1 精神保健福祉管理システム更新事業費	令和3年度～令和8年度	20,250	精神保健福祉管理システムの更新事業	障がい福祉課
2 特別児童扶養手当システム更新事業費	令和3年度～令和8年度	41,790	特別児童扶養手当システムの更新事業	障がい福祉課

(単位:千円)

課名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
議案事業名									
薬事衛生課	5,703,827	1,646,400	4,057,427	4,912,320	0	66,190	0	28,196	697,121
1 薬剤師確保対策事業費	2,012	0	2,012	・奨学金返還助成事業					
2 医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	1,689	1,689	0	・薬剤師確保対策事業					
3 感染症予防対策推進事業費	58,465	58,688	▲ 223	・肝炎感染に係る相談・検査事業 5,898 ・感染症発生動向調査事業 16,767 ・風しん抗体検査緊急対策事業 4,346 ・感染症予防事業 1,533 ・予防接種事故対策費 7,686 ・肝がん等重症化予防事業 3,717 ・肝疾患診療地域連携体制強化事業 14,726					
4 感染症の医療体制整備事業費	4,068,508	244,911	3,823,597	・感染症指定医療機関運営費 27,980 ・感染症指定医療機関施設・設備整備費 500 ・新型インフルエンザ等対策費 215,676 ・新型コロナウイルス感染症の相談体制強化事業(コロナ) 103,015 ・感染症入院患者等病床確保事業(コロナ) 3,462,068 ・新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業(コロナ) 73,723 ・感染症専門家派遣事業 4,110 ・感染症患者の入院医療費公費負担事業(コロナ) 11,113 ・感染症検査体制整備事業(コロナ) 47,979 ・感染症患者移送事業(コロナ) 13,390 ・医療従事者PCR検査実施事業(コロナ) 7,402 ・地域外来・検査センター運営事業(コロナ) 28,000 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(コロナ) 58,049					
5 結核対策推進事業費	24,919	25,945	▲ 1,026	・結核医療費公費負担事務 8,544 ・結核に関する健康診断事業 6,188 ・結核適正医療確保事業 5,235 ・結核登録者健康管理事業 1,367 ・結核予防事業 2,256					
6 エイズ予防対策推進事業費	4,350	2,046	2,304	・エイズ治療拠点病院等研修・人材養成、治療ケア促進事業、普及啓発活動、相談事業					
7 公害被害健康対策推進事業費	2,291	3,278	▲ 987	・笹ヶ谷周辺公害地区補償給付・健康管理事業					
8 カネミ油症被害者検診・支援事業費	1,914	2,161	▲ 247	・カネミ油症患者追跡調査、患者に対する支援事業					
9 医薬品等の安全確保事業費	7,439	8,994	▲ 1,555	・医薬品医療機器等法・薬剤師法に基づく許可・監視・指導事務 2,733 ・薬物乱用防止対策事業 1,643 ・麻薬免許システム更新事業 2,950					
10 食品衛生対策推進事業費	68,148	58,482	9,666	・啓発・情報発信事業(HACCP推進、導入支援事業) 7,274 ・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 57,202 ・食品衛生関係指導・育成事業 3,672					
11 食品流通対策事業費	4,702	4,555	147	・食品表示適正化対策事業					
12 動物管理等対策事業費	34,242	34,494	▲ 252	・動物保護管理等対策事業 20,445 ・動物愛護対策推進事業 8,875					
13 水道施設・水道水質の維持管理事業費	1,098,754	888,481	210,273	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事業 6,320 ・島根県生活基盤施設耐震化等交付金 1,092,000					
14 血液対策事業費	4,607	4,622	▲ 15	・献血推進員設置事業					
15 生活衛生団体等の育成事業費	24,559	25,253	▲ 694	・生活衛生営業指導センター補助事業					
16 国庫支出金返還金	36,708	27,200	9,508	・過年度補助金等返還金					

(単位:千円)

議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
17 公衆衛生諸費	5,290	5,297	▲ 7						
18 環境衛生諸費	11,843	12,612	▲ 769						
19 医薬諸費	4,421	4,421	0						
20 一般職給与費	238,966	233,271	5,695			一般職員 35人			

□債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1 薬剤師確保対策事業費	令和4年度～令和5年度	26,400	奨学金返還助成事業	薬事衛生課

■令和3年度当初予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰 促進センター診療所特別会計	304,057	300,947	3,110	228,991	0	0	0	75,066	0
1 一般管理費	90,859	92,220	▲ 1,361	・一般管理費					
2 医業費	6,196	6,927	▲ 731	・医薬品材料費					
3 予備費	82,578	79,768	2,810	・退職手当引当金					
4 一般職給与費	124,424	122,032	2,392	・一般職員 12人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	65,722,550	64,394,976	1,327,574	16,411,713	16,981,464	0	0	32,329,373	0
1 国民健康保険管理運営費	12,142	10,762	1,380	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	54,906,299	54,275,487	630,812	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,407,113	7,484,816	▲ 77,703	・後期高齢者支援金					
4 前期高齢者納付金	11,408	30,273	▲ 18,865	・前期高齢者納付金					
5 介護納付金	2,236,555	2,408,568	▲ 172,013	・介護納付金					
6 病床転換支援金	42	44	▲ 2	・病床転換支援金					
7 特別高額医療費共同事業拠出金	73,666	58,319	15,347	・特別高額医療費共同事業拠出金					
8 財政安定化基金事業費	24	121	▲ 97	・財政安定化基金事業費					
9 保健事業費	149,827	14,869	134,958	・保健事業費					
10 諸支出金	288,426	57,534	230,892	・過年度補助金等返還金 156,870 ・一般会計繰戻 131,556					
11 国民健康保険財政調整基金事業費	200,004	0	200,004	・国民健康保険財政調整基金事業費					
12 予備費	381,460	0	381,460	・予備費					
13 一般職給与費	55,584	54,183	1,401	・一般職員 6人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R03年度 当初	R02年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	436,181	480,267	▲ 44,086	0	0	0	129,546	306,635	0
1 母子福祉資金貸付金	356,543	382,495	▲ 25,952	・母子福祉資金貸付金					
2 父子福祉資金貸付金	57,912	59,713	▲ 1,801	・父子福祉資金貸付金					
3 寡婦福祉資金貸付金	11,028	11,831	▲ 803	・寡婦福祉資金貸付金					
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	10,698	26,228	▲ 15,530	・母子父子寡婦福祉資金貸付事務費					

□債務負担行為

	事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1	母子福祉資金貸付金	令和4年度～令和8年度	283,784	母子家庭への福祉資金貸付金	青少年家庭課
2	父子福祉資金貸付金	令和4年度～令和8年度	43,919	父子家庭への福祉資金貸付金	
3	寡婦福祉資金貸付金	令和4年度～令和8年度	10,136	寡婦家庭への福祉資金貸付金	

令和2年度2月補正予算案(中日提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額(※)		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,450,185	2,166,824	▲ 2,884	▲ 24,287	2,447,301	2,142,537
地域福祉課	3,377,059	1,045,721	▲ 32,335	▲ 24,367	3,344,724	1,021,354
医療政策課	20,238,421	7,333,651	▲ 560,221	147,273	19,678,200	7,480,924
健康推進課	21,205,467	19,066,277	▲ 446,024	▲ 359,044	20,759,443	18,707,233
高齢者福祉課	19,723,140	13,567,568	▲ 1,064,942	▲ 443,140	18,658,198	13,124,428
青少年家庭課	3,774,398	2,232,710	▲ 259,433	▲ 129,747	3,514,965	2,102,963
子ども・子育て支援課	10,935,197	9,576,709	▲ 766,291	▲ 460,782	10,168,906	9,115,927
障がい福祉課	12,030,593	8,009,799	▲ 1,046,639	47,117	10,983,954	8,056,916
薬事衛生課	8,264,352	1,705,725	▲ 342,414	▲ 113,329	7,921,938	1,592,396
健康福祉部計	101,998,812	64,704,984	▲ 4,521,183	▲ 1,360,306	97,477,629	63,344,678

(※)補正前の額は、補正予算(第11号)後の額

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	274,828	0	▲ 37,867	0	236,961	0
島根県国民健康保険特別会計	65,910,025	0	716,316	0	66,626,341	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	480,267	0	▲ 10,211	0	470,056	0

■令和2年度2月補正予算案(中日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		101,998,812	▲ 4,521,183	97,477,629	▲ 2,644,747	18,260	▲ 22,150	▲ 80,400	▲ 431,840	▲ 1,360,306
健康福祉総務課		2,450,185	▲ 2,884	2,447,301	▲ 1,350	0	▲ 7,971	0	30,724	▲ 24,287
1	保健環境科学研究所管理運営費	89,946	▲ 1,933	88,013	・施設設備整備費(備品整備費) 1,135 ・施設等維持管理費 ▲121 ・調査研究費 ▲3,015 ・科学研究費 210					
2	保健所管理運営費	200,391	11,777	212,168	・施設設備整備費 ▲800 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 12,577					
3	総合福祉センター維持管理運営費	183,223	▲ 8	183,215	・いきいきプラザ島根の維持管理運営事業 33 ・いわみーるの維持管理運営事業 ▲41					
4	保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	19,007	▲ 3,211	15,796	・国民生活基礎調査 ▲1,664 ・厚生労働統計調査 40 ・統計情報提供事業 ▲1,105					
5	令和2年7月豪雨の被災地への派遣による支援事業費	21,288	▲ 19,161	2,127	・令和2年7月豪雨の被災地への派遣支援事業 ▲19,161					
6	医務諸費	43,114	▲ 1,546	41,568						
7	一般職給与費	1,857,181	11,198	1,868,379	・一般職員 251人 → 252人					
地域福祉課		3,377,059	▲ 32,335	3,344,724	▲ 3,505	0	0	0	▲ 4,463	▲ 24,367
1	福祉・介護人材確保対策事業費	397,860	▲ 28,211	369,649	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業 ▲28,211					
2	行旅病人等への支援事業費	330	444	774	・行旅病人等への費用弁償経費 444					
3	生活保護費の給付事業費	97,037	▲ 23	97,014	・生活保護決定・実施事業 ▲23					
4	国庫支出金返還金	17,300	▲ 3,527	13,773	・過年度補助金等返還金 ▲3,527					
5	一般職給与費	179,146	▲ 1,018	178,128	・一般職員 23人 → 23人					

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
医療政策課		20,238,421	▲ 560,221	19,678,200	▲ 350,820	100	▲ 1,918	▲ 67,100	▲ 287,756	147,273
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	512,295	▲ 73,238	439,057	・地域医療奨学金貸与事業 ▲13,106 ・地域医療支援センター運営事業 ▲12,218 ・医師養成推進事業 ▲14,500 ・地域医療振興推進事業 ▲31,676					
2	看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	204,861	▲ 31,052	173,809	・県内進学促進 ▲15,516 ・看護職員の確保・定着 ▲15,536					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	29,434	▲ 9,719	19,715	・県内医療従事者確保事業 ▲4,606 ・医療勤務環境改善支援センター事業 ▲4,551					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	113,123	▲ 42,303	70,820	・医療連携推進事業 ▲2,721 ・市町村支援事業 ▲7,419 ・病院体制整備事業 ▲3,884 ・訪問診療等設備整備事業 1,690 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 ▲9,377 ・医療介護情報連携モデル事業 ▲20,592					
5	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	872,855	▲ 111,491	761,364	・しまね型医療提供体制構築事業 ▲46,711 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 ▲64,780					
6	医療介護総合確保促進交付金事業費	1,070,765	564,331	1,635,096	・医療介護総合確保促進基金造成費 273,112 ・返還に伴う積み戻し 3,011 ・令和元年度決算に伴う積み戻し 288,208					
7	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	363,669	▲ 14,202	349,467	・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 ▲2,276 ・地域勤務医師支援事業 ▲7,734 ・地域医療支援事業 ▲2,880 ・地域医療奨学金貸与事業 ▲1,082 ・自治医科大学関連事業 ▲230					
8	看護師等確保対策事業費	105,414	▲ 1,581	103,833	・島根「ふるさと」看護奨学金貸与 ▲600 ・病院内保育所運営費補助 ▲481 ・助産師出向支援事業 ▲500					
9	県立高等看護学院運営事業費	531,489	▲ 127,817	403,672	・石見高等看護学院運営費 ▲8,981 ・松江高等看護学院運営費 ▲18,154 ・高等看護学院改修事業 ▲100,682					
10	医療機関の機能充実費	460,165	▲ 133,148	327,017	・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 ▲55,500 ・医療機関の施設・設備整備 ▲35,100 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 ▲123,260 ・病床機能再編支援事業 80,712					
11	離島医療の充実のための事業費	210,888	▲ 82,132	128,756	・隠岐広域連合の本部管理費の負担 ▲348 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 ▲81,784					
12	県西部地域の医療を充実させる事業費	557	▲ 120	437	・西部医療提供体制検討会経費 ▲120					
13	救急医療体制の整備費	438,788	▲ 34,173	404,615	・ドクターヘリ運航事業 ▲34,181					
14	原子力災害時の医療体制整備費	218,788	▲ 160,431	58,357	・原子力災害医療関係機関連絡会議 ▲5,400 ・原子力災害医療活動用資機材整備 ▲139,450 ・安定ヨウ素剤事前配布経費 ▲15,581					
15	風水害震災時の医療体制整備費	13,837	▲ 4,588	9,249	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備 ▲4,488 ・災害拠点病院等活动支援事業 ▲100					

16	地域医療の連携推進費	31,878	▲ 15,585	16,293	・医療連携体制推進事業 ▲206 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 ▲15,379
17	医療法関係業務費	10,561	▲ 896	9,665	・島根県医療審議会 ▲896
18	県立病院管理事業費	4,995,082	▲ 52,665	4,942,417	・県立病院一般会計繰出金 ▲18,227 ・地域勤務医師支援 ▲45,225 ・県立こころの医療センター(若松分校)管理運営、旧湖陵病院跡地管理 10,787
19	島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	586	▲ 268	318	・あさひ診療所特別会計繰出金 ▲268
20	外国人患者に対する医療提供体制整備費	6,806	▲ 6,279	527	・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業 ▲6,279
21	国庫支出金返還金	53,800	▲ 2,898	50,902	・過年度補助金等返還金 ▲2,898
22	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	9,573,773	▲ 224,932	9,348,841	・無症状者等の療養体制確保事業 ▲176,373 ・島根県広域入院調整本部運営事業 ▲35,359 ・救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策事業 76,800 ・医療機関における感染拡大防止等の支援事業 ▲90,000
23	一般職給与費	292,417	4,966	297,383	・一般職員 33人 → 35人

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		21,205,467	▲ 446,024	20,759,443	▲ 158,942	0	▲ 41	0	72,003	▲ 359,044
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	63,227	▲ 22,674	40,553	・産前・産後訪問サポート事業 ▲6,680 ・産後のケア事業 ▲13,074 ・産後のケア事業(感染症対策) ▲2,880 ・新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業 ▲40					
2	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	4,411	▲ 476	3,935	・健康寿命延伸強化事業 ▲10 ・働き盛り世代の健康づくり強化事業 234 ・健康な食環境づくり事業 ▲437					
3	しまねがん対策強化事業費	70,854	▲ 4,547	66,307	・がん検診充実事業 ▲300 ・安心しまねのがん医療実現事業 ▲4,992 ・緩和ケア提供体制強化事業 ▲282 ・患者家族支援事業(AYA世代のがん患者フォーラム開催事業含) 1,170 ・がん教育事業 12 ・計画推進事業(全国がん登録事業含) ▲155					
4	生活習慣病予防対策事業費	45,074	▲ 6,864	38,210	・健康増進事業 ▲6,440					
5	後期高齢者医療支援事業費	11,878,122	216,811	12,094,933	・医療給付費県費負担金 149,000 ・基盤安定負担金:保険料軽減分 24,490 ・高額医療費県費負担金 43,387					
6	国民健康保険支援事業費	5,876,532	▲ 234,770	5,641,762	・基盤安定負担金 保険料軽減分 ▲105,613 ・基盤安定負担金 保険者支援分 ▲16,447 ・財政健全化対策交付金 ▲812 ・国民健康保険特別会計繰出金 ▲111,563					
7	親と子の医療費助成事業費	603,731	▲ 112,709	491,022	・乳幼児等医療費助成事業 ▲113,295 ・未熟児養育医療費給付費 1 ・育成医療・結核患児療養給付費 585					
8	不妊治療支援事業費	192,365	▲ 1,995	190,370	・男性不妊検査費助成事業 ▲1,995					
9	特定医療費等助成事業費	1,319,263	▲ 163,603	1,155,660	・特定医療費支給事業 ▲162,786 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 6					
10	小児慢性特定疾患対策事業費	108,331	▲ 4,368	103,963	・小児慢性特定疾患医療支援事業 ▲4,229					
11	難病相談・支援事業費	29,504	▲ 1,253	28,251	・難病相談・支援センター事業 ▲460 ・難病医療提供体制整備事業 ▲127 ・在宅重症難病患者一時入院支援事業 ▲368					
12	肝炎医療費助成事業費	128,690	▲ 58,458	70,232	・肝炎医療費助成事業 ▲32,368 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 ▲26,090					
13	原爆被爆者対策事業費	408,250	▲ 25,086	383,164	・被爆者助成事業 ▲24,840 ・被爆者健康診断事業 ▲246					
14	健康長寿しまね推進事業費	6,703	▲ 97	6,606	・健康長寿しまね推進事業 ▲78 ・圏域計画推進事業 ▲18					
15	食育推進基盤整備事業費	12,674	▲ 6,340	6,334	・食育推進啓発事業 ▲651 ・国民健康栄養調査 ▲5,362 ・健康な食推進事業 ▲47					
16	母と子の健康支援事業費	8,865	▲ 5,107	3,758	・母子保健推進事業 ▲862 ・妊娠・出産・子育て支援推進事業 ▲4,245					

17	お産あんしんネットワーク事業費	92,347	▲ 16,621	75,726	・周産期医療協議会 276 ・周産期医療ネットワーク構築事業 ▲16,897
18	80歳20本の歯推進事業費	4,709	▲ 151	4,558	・親と子のよい歯のコンクール ▲149
19	アレルギー対策推進事業費	451	▲ 101	350	・アレルギー対策推進事業 ▲101
20	保険医療機関等指導事業費	4,796	▲ 2,362	2,434	・保険医療機関等指導事業 ▲2,362
21	医療費適正化計画対策費	3,695	▲ 926	2,769	・医療費適正化計画対策費 ▲926
22	地域保健関係職員研修事業費	9,314	2,403	11,717	・相談記録システム開発・運用経費 2,403
23	国庫支出金返還金	130,500	5,934	136,434	・過年度補助金等返還金 5,934
24	一般職給与費	184,517	▲ 2,664	181,853	・一般職員 25人 → 25人

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
高齢者福祉課		19,723,140	▲ 1,064,942	18,658,198	▲ 542,862	0	▲ 3,060	▲ 23,200	▲ 52,680	▲ 443,140
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	249,397	▲ 59,772	189,625	・訪問看護師確保対策事業(新卒等訪問看護師育成事業等) ▲17,321 ・キャリアアップ研修支援事業 ▲16,373 ・理解促進事業 ▲7,286 ・新任介護職員定着支援事業 ▲5,500 ・介護福祉士資格取得促進事業 ▲1,500 ・認知症ケア人材育成研修事業 ▲2,752 ・地域包括ケアシステム人材育成・資質向上事業 ▲850 ・権利擁護人材育成事業 ▲3,540 ・介護施設・事業所内学童保育支援事業 ▲4,650					
2	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	672,599	▲ 375,682	296,917	・介護施設等整備事業 ▲375,682					
3	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	240,247	▲ 18,068	222,179	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成) ▲18,068					
4	医療介護総合確保促進交付金事業費	529,451	8,797	538,248	・医療介護総合確保促進基金造成費 49 ・返還に伴う積み戻し 8,748					
5	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	3,787	▲ 1,290	2,497	・訪問介護推進事業 ▲1,290					
6	福祉人材確保・育成事業費	222,237	▲ 350	221,887	・介護福祉士養成施設等における感染症予防対策事業(マスク等衛生用品) ▲350					
7	介護保険制度施行支援事業費	469,199	▲ 27,274	441,925	・老人福祉施設整備事業 ▲26,870 ・介護人材確保・定着推進事業 150					
8	介護保険制度運営支援事業費	12,039,472	9,595	12,049,067	・介護給付費負担金事業 12,242 ・第1号保険料軽減事業 ▲1,217					
9	保険者機能強化推進事業費	37,255	▲ 9,283	27,972	・調査研究事業 ▲457 ・介護給付適正化推進特別事業 ▲1,390 ・保険者支援事業 ▲4,917 ・介護予防事業の評価・市町村支援事業 ▲517 ・介護人材の資質向上研修事業 ▲754					
10	地域包括ケア推進事業費	8,200	▲ 1	8,199	・市町村支援事業 ▲1					
11	高齢者介護予防推進事業費	687,778	▲ 17,526	670,252	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業) ▲17,526					
12	介護サービス適正実施指導事業費	2,653	▲ 98	2,555	・介護サービス情報の公表事業 ▲98					
13	新たな共助の仕組みづくり推進事業費	48,584	▲ 2,437	46,147	・くにびき学園運営事業 1,040 ・健康福祉祭運営事業 ▲3,477					
14	生涯現役社会づくり推進事業費	5,927	▲ 10	5,917	・長寿者等顕彰事業 ▲10					
15	軽費老人ホーム運営事業費	325,505	▲ 23,275	302,230	・軽費老人ホーム利用料支援等補助 ▲23,275					
16	認知症施策推進事業費	40,040	▲ 1,208	38,832	・認知症地域連携体制構築等推進事業 ▲300 ・認知症介護指導者養成研修事業 ▲908					
17	ケアマネジャー総合支援事業費	8,647	▲ 1,111	7,536	・介護支援専門員実務研修事業 ▲1,110					

18	旧軍人及び未帰還者等援護事業費	30,267	▲ 2,579	27,688	・恩給等調査推進事業 ▲1,053 ・県遺族連合会助成 ▲1,813 ・戦没者遺族援護事業 352
19	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	196,438	▲ 98,944	97,494	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金 ▲7,344 ・地域介護・福祉空間等施設整備交付金(多床室の個室化) ▲91,600
20	療養病床再編推進事業費	5,000	▲ 4,935	65	・療養病床転換等支援事業 ▲4,935
21	国庫支出金返還金	24,400	▲ 9,665	14,735	・過年度補助金等返還金 ▲9,665
22	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	3,652,575	▲ 428,410	3,224,165	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(慰労金、感染症対策) ▲428,410
23	社会福祉諸費	3,533	▲ 3	3,530	
24	一般職給与費	198,282	▲ 1,413	196,869	・一般職員 29人 → 29人

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,774,398	▲ 259,433	3,514,965	▲ 131,818	2,153	0	▲ 100	79	▲ 129,747
1	女性相談事業費	52,632	▲ 1,971	50,661	・女性相談員による相談 ▲771 ・女性相談センター管理費 ▲31 ・性暴力被害者支援センター事業 ▲815					
2	DV被害者等保護事業費	31,353	▲ 1,395	29,958	・一時保護事業 ▲987 ・DV被害者等自立支援事業 ▲200 ・一時保護所運営費 ▲208					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	99,777	▲ 21,564	78,213	・児童相談所運営費 ▲5,112 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 ▲1,023 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 ▲15,289					
4	施設入所児童支援事業費	1,982,493	▲ 145,373	1,837,120	・児童福祉施設等環境改善事業 ▲7,000 ・児童養護施設等入所児童自立支援事業(寄附金分含) 1,577 ・児童養護施設措置事業 ▲39,313 ・児童心理治療施設措置事業 16,009 ・乳児院措置事業 ▲4,533 ・自立援助ホーム入所委託事業 2,882 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 ▲27,539 ・わかたけ学園関係事業 ▲12,304 ・児童養護施設整備事業 ▲6,570 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援費(マスク等衛生用品) ▲43,257 ・新型コロナウイルス感染症入院患者家族支援事業 ▲13,100 ・新型コロナウイルス感染症に係る児童虐待等相談支援体制強化事業 ▲4,385					
5	里親委託児童支援事業費	127,831	▲ 16,785	111,046	・里親措置事業 ▲15,826 ・里親支援事業 ▲220 ・里親育成事業 ▲739					
6	子どもと家庭特定支援事業費	370,669	▲ 23,474	347,195	・児童相談所一時保護事業 ▲22,772 ・ひきこもり児童等自立支援事業 ▲702					
7	母子家庭等経済支援事業費	77,812	▲ 10,211	67,601	・母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金					
8	母子家庭等自立支援事業費	14,029	▲ 2,253	11,776	・ひとり親家庭学習支援(市町村補助) ▲2,253					
9	困難を有する子ども・若者支援事業費	22,391	▲ 7,427	14,964	・子ども若者自立支援総合推進事業 ▲5,613 ・協力事業所コーディネーター活動支援事業費 ▲1,809					
10	青少年を健やかに育む意識向上事業費	3,745	▲ 671	3,074	・児童福祉啓発事業 ▲661					
11	国庫支出金返還金	35,900	▲ 6,744	29,156	・過年度補助金等返還金 ▲6,744					
12	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	34,000	▲ 24,500	9,500	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援事業(感染症対策) ▲24,500					
13	一般職給与費	890,824	2,935	893,759	・一般職員 123人 → 123人					

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,935,197	▲ 766,291	10,168,906	▲ 198,378	0	0	0	▲ 107,131	▲ 460,782
1	結婚支援事業費	143,631	▲ 29,539	114,092	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 ▲8,331 ・結婚支援情報発信・企業連携等強化事業 ▲2,941 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 ▲17,500 ・子どもの未来デザイン事業 ▲765					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	162,771	▲ 27,537	135,234	・しまね結婚・子育て市町村交付金 ▲26,198 ・子育て情報発信事業 ▲1,193					
3	子育てに関する経済負担対応事業費	1,968,150	▲ 81,447	1,886,703	・第1子・第2子保育料軽減事業 ▲42,844 ・第3子以降保育料軽減事業 7,476 ・児童手当交付事業 ▲27,041 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 ▲19,038					
4	保育所等運営支援事業費	5,688,633	▲ 302,800	5,385,833	・保育所等給付費等 ▲235,527 ・保育士人材確保等事業 ▲21,638 ・保育対策総合推進事業 ▲18,257 ・幼児教育総合推進事業 ▲2,996 ・保育所等の指導 ▲368 ・小規模民間保育所運営対策事業 ▲8,774 ・待機児童ゼロ化事業 ▲7,851 ・認可外保育施設に対する支援(マスク等衛生用品) ▲6,239 ・私立幼稚園に対する支援(マスク等衛生用品) ▲1,054					
5	保育所等整備支援事業費	118,157	▲ 112,903	5,254	・認定子ども園施設整備事業 ▲96,386 ・保育所等緊急整備事業(基金事業) ▲16,517					
6	地域の子育て支援事業費	1,216,870	▲ 89,936	1,126,934	・地域の子育て支援事業 ▲76,936 ・病児保育促進事業 ▲13,000					
7	放課後児童クラブ支援事業費	163,053	▲ 60,754	102,299	・しまね放課後児童クラブ拡充支援事業 ▲50,498 ・放課後児童クラブ施設整備事業 ▲10,101 ・放課後児童クラブ支援事業 ▲155					
8	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	346,726	71,662	418,388	・幼児教育・保育の無償化に係る事務費分基金造成 71,662					
9	国庫支出金返還金	9,600	12,631	22,231	・過年度補助金等返還金 12,631					
10	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	592,594	▲ 147,326	445,268	・新型コロナウイルス感染症対策事業(感染症対策) ▲116,345 ・新型コロナウイルス感染症対策事業(相談体制整備) ▲30,981					
11	児童総務諸費	4,851	▲ 1	4,850						
12	一般職給与費	126,639	1,659	128,298	・一般職員 18人 → 19人					

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
障がい福祉課		12,030,593	▲ 1,046,639	10,983,954	▲ 1,014,033	▲ 179	14	10,000	▲ 89,558	47,117
1	障がい者施策推進事業費	19,738	▲ 331	19,407	・障がいを理由とする差別解消推進事業 ▲145					
2	障がい者自立支援給付制度運営事業費	19,294	▲ 3,507	15,787	・障がい者相談支援従事者等研修事業 ▲1,799 ・障がい者ヘルパー養成研修 ▲1,225 ・介護職員等医療的ケア研修体制整備事業 254					
3	障がい者相談事業費	40,641	▲ 3,102	37,539	・高次脳機能障がい者支援事業 ▲1,519 ・強度行動障がい者特別支援体制整備事業 ▲783 ・精神障がい者地域生活移行支援事業 ▲800					
4	障がい者施設等整備事業費	289,371	▲ 144,937	144,434	・障がい者福祉施設等整備事業 ▲174,000 ・障がい者福祉施設等整備事業(非常用自家発電設備) 30,000 ・障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業 ▲937					
5	障がい者地域生活支援事業費	2,298,038	▲ 896,889	1,401,149	・市町村障がい者地域生活支援事業 ▲4,685 ・在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業 ▲14,719 ・県障がい者地域生活支援事業 ▲5,463 ・島根県障がい福祉サービス等の衛生用品等の緊急調達事業 ▲6,800 ・地域活動支援センター等受入体制整備事業 ▲1,391 ・訪問入浴サービス等体制強化事業 1,403 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(慰労金・感染症対策) ▲865,234					
6	障がい者自立支援給付事業費	4,618,196	5,197	4,623,393	・障がい者介護給付等事業 7,955 ・療養介護医療給付事業 1,046 ・補装具給付事業 ▲3,804					
7	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,331,081	37,350	2,368,431	・障がい者自立支援医療給付事業 39,934 ・福祉医療費助成事業 ▲2,584					
8	障がい児施設等給付費	1,126,342	67,166	1,193,508	・障がい児施設措置費 ▲9,586 ・障がい児入所給付費 44,210 ・障がい児通所給付費 35,780 ・特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業 ▲3,237					
9	障がい者利用施設運営事業費	101,725	780	102,505	・点字図書館運営費補助 780					
10	子ども発達支援事業費	227,903	▲ 8,238	219,665	・発達障がい者支援体制整備事業 ▲1,023 ・障がい児等療育支援事業 ▲3,322 ・在宅障がい者のための非常用電源確保対策事業 38 ・重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 ▲1,889 ・子どもの心の診療ネットワーク事業 ▲1,910 ・島根県障がい児支援事業 1,116					
11	障がい者就労支援事業費	195,320	▲ 40,350	154,970	・障がい者就労移行推進事業 ▲4,231 ・ステップアップ就労支援事業 ▲7,019 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 ▲7,848 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業(生産活動活性化事業) ▲17,000					
12	障がい者手当等給付事業費	193,283	▲ 5,312	187,971	・心身障害者扶養共済給付事業 ▲5,312					
13	心と体の相談センター運営費	33,683	▲ 3,355	30,328	・心と体の相談センター運営費 ▲450 ・ひきこもり支援センター事業 ▲1,368 ・精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) ▲1,185					

14	精神保健推進事業費	48,533	▲ 11,070	37,463	・自死総合対策事業 ▲6,815 ・精神保健対策費 ▲4,255
15	精神医療提供事業費	92,391	29,080	121,471	・精神保健医療費 30,748 ・精神医療適正化事業 ▲701 ・心神喪失者等医療観察法医療体制整備事業 ▲21
16	国庫支出金返還金	131,300	▲ 66,842	64,458	・過年度補助金等返還金 ▲66,842
17	障がい福祉諸費	10,969	▲ 1	10,968	
18	一般職給与費	250,667	▲ 2,278	248,389	・一般職員 35人 → 34人

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課		8,264,352	▲ 342,414	7,921,938	▲ 243,039	16,186	▲ 9,174	0	6,942	▲ 113,329
1	感染症予防対策推進事業費	58,688	▲ 3,240	55,448	・風しん抗体検査緊急対策事業 ▲3,409 ・感染症予防事業 ▲3,394 ・予防接種事故対策費 3,563					
2	感染症の医療体制整備事業費	6,851,566	▲ 132,989	6,718,577	・感染症指定医療機関運営費 ▲10,263 ・感染症指定医療機関施設・設備整備費 ▲500 ・新型インフルエンザ対策費 ▲9,554 ・感染症検査体制整備 66,965 ・新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業 33,039 ・薬局における感染拡大防止等支援事業 ▲2,300 ・感染症患者入院医療費公費負担 ▲210,717 ・感染症適正医療確保事業 341					
3	結核対策推進事業費	25,945	155	26,100	・結核登録者健康管理事業 100 ・結核予防事業 55					
4	カネミ油症被害者検診・支援事業費	2,161	▲ 1,192	969	・カネミ油症患者追跡調査、患者に対する支援事業 ▲1,192					
5	医薬品等の安全確保事業費	8,494	▲ 3,365	5,129	・医薬品医療機器等法・薬剤師法に基づく許可・監視・指導事務 ▲1,201 ・薬物乱用防止対策事業 ▲727 ・患者のための薬局ビジョン推進事業 ▲1,409					
6	食品衛生対策推進事業費	58,482	▲ 12,781	45,701	・啓発・情報発信事業(HACCP推進、導入支援事業) ▲2,605 ・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 ▲10,175 ・食品衛生関係指導・育成事業 ▲1					
7	食品流通対策事業費	4,555	▲ 1	4,554	・食品表示適正化対策事業 ▲1					
8	動物管理等対策事業費	34,494	▲ 255	34,239	・動物保護管理等対策事業 ▲3 ・動物愛護対策推進事業 ▲252					
9	水道施設・水道水質の維持管理事業費	888,481	▲ 193,671	694,810	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事務 ▲245 ・水道職員の研修参加 ▲117 ・水道事業広域化検討事業 172 ・島根県生活基盤施設耐震化等交付金 ▲193,481					
10	血液対策事業費	4,622	▲ 197	4,425	・採血計画策定事務 ▲197					
11	生活衛生団体等の育成事業費	25,253	▲ 1,000	24,253	・監視指導事務 ▲1,000					
12	国庫支出金返還金	27,200	9,532	36,732	・過年度補助金等返還金 9,532					
13	環境衛生諸費	12,612	▲ 1	12,611						
14	医薬諸費	4,421	▲ 1	4,420						
15	一般職給与費	245,068	▲ 3,408	241,660	・一般職員 35人 → 35人					

□債務負担行為補正(一般会計)

	事 項	限度額(千円)			期 間		内 容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前	補正後		
1	災害援護資金利子補給金	1,518	▲ 1,518	0	令和3年度から 令和12年度まで	令和3年度から 令和12年度まで	災害援護資金利子補給金	地域福祉課
2	生活福祉資金利子補給金	134	▲ 134	0	令和3年度から 令和10年度まで	令和3年度から 令和10年度まで	生活福祉資金利子補給金	
3	母子父子寡婦福祉資金利子補給金	80	▲ 80	0	令和3年度から 令和10年度まで	令和3年度から 令和10年度まで	母子父子寡婦福祉資金利子補給金	青少年家庭課

□繰越明許費補正(一般会計)

	議 案 事 業 名	令和3年度への繰越額(千円)			内 容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額		
1	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	0	370,000	370,000	・しまね型医療提供体制構築事業、医療介護連携ITシステム構築支援事業	医療政策課
2	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	0	97,324	97,324	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)	高齢者福祉課
3	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	0	10,000	10,000	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(事務費)	
4	介護保険制度施行支援事業費	0	412,600	412,600	・老人福祉施設整備事業	
5	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	0	141,375	141,375	・介護施設等整備事業(簡易陰圧装置等整備支援事業)	
6	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	0	39,120	39,120	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金(多床室の個室化)	
7	子どもと家庭特定支援事業費	0	9,049	9,049	・児童相談所一時保護事業	青少年家庭課
8	施設入所児童支援事業費	0	238,701	238,701	・新型コロナウイルス感染症入院患者家族支援事業、わかたけ学園関係事業(施設整備費)	
9	障がい者施設等整備事業費	103,912	30,000	133,912	・障がい者福祉施設等整備事業(非常用自家発電設備)	障がい福祉課
10	障がい者地域生活支援事業費	0	10,800	10,800	・島根県障がい福祉サービス等の衛生用品等の緊急調達事業(簡易陰圧装置等整備支援事業)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(事務費)	
11	感染症の医療体制整備事業費	119,942	144,613	264,555	・島根県感染症指定医療機関等施設・設備整備費、感染症検査体制整備、重点医療機関等設備整備事業、救急・周産期・小児医療機関設備整備事業、患者受け入れ医療機関施設整備事業	薬事衛生課
12	水道施設・水道水質の維持管理事業費	0	3,698	3,698	・島根県生活基盤施設耐震化等交付金	

■令和2年度2月補正予算案(中日提案分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		274,828	▲ 37,867	236,961	▲ 37,785	0	0	0	▲ 82	0
1	一般管理費	92,220	▲ 21,649	70,571	・診療費運営費					
2	医業費	6,927	▲ 2,397	4,530	・医薬品材料費					
3	一般会計繰出金	2,948	1,228	4,176	・一般会計繰出金					
4	予備費	74,053	▲ 1,228	72,825	・予備費					
5	一般職給与費	98,680	▲ 13,821	84,859	・一般職員 10人 → 10人					

(単位:千円)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計		65,910,025	716,316	66,626,341	772,217	▲ 86,936	0	0	31,035	0
1	国民健康保険管理運営費	10,762	▲ 1,258	9,504	・管理運営費					
2	保険給付費等交付金	54,275,487	410,248	54,685,735	・保険給付費等交付金					
3	後期高齢者支援金	7,484,816	▲ 9,323	7,475,493	・後期高齢者支援金					
4	前期高齢者納付金	30,273	▲ 16,608	13,665	・前期高齢者納付金					
5	介護納付金	2,408,568	44,799	2,453,367	・介護納付金					
6	特別高額医療費共同事業拠出金	58,319	17,574	75,893	・特別高額医療費共同事業拠出金					
7	保健事業費	55,277	▲ 23,244	32,033	・保健事業費					
8	諸支出金	906,416	▲ 231,739	674,677	・過年度補助金等返還金 ▲258,942 ・一般会計繰戻 3,156 ・市町村へ償還・交付 24,047					
9	予備費	626,939	522,085	1,149,024	・予備費					
10	一般職給与費	53,003	3,782	56,785	・一般職員 6人 → 6人					

(単位:千円)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計		480,267	▲ 10,211	470,056	0	0	0	0	▲ 10,211	0
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	26,228	▲ 10,211	16,017	・母子父子寡婦福祉資金貸付事務費					

【2月補正（中日提案分）（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	<p>児童養護施設等入所児童自立支援事業（寄附金活用事業）</p>	<p>1,400</p>	<p>児童養護施設等入所児童の高校等卒業後の社会的自立を促進するため、就職時に必要となる運転免許の取得に要する経費を上乗せ支援</p> <p>[拡充内容] 既存の助成率1/3の支援に加え、県民の方からの寄附金を活用し助成額を上乗せ</p> <p>[助成対象] 児童養護施設等入所児童の普通自動車運転免許取得経費</p> <p>[助成額] 免許取得に要する経費のうち、既存事業による助成額等を除いた額</p> <p>[財源] 寄附金</p> <p>【参考】 既存事業の概要</p> <p>[助成割合] 免許取得に要する経費の1/3 （上限10万円）</p> <p>[財源] 一般財源</p>	<p>青少年家庭課</p>

新型コロナウイルス感染症への対応等について

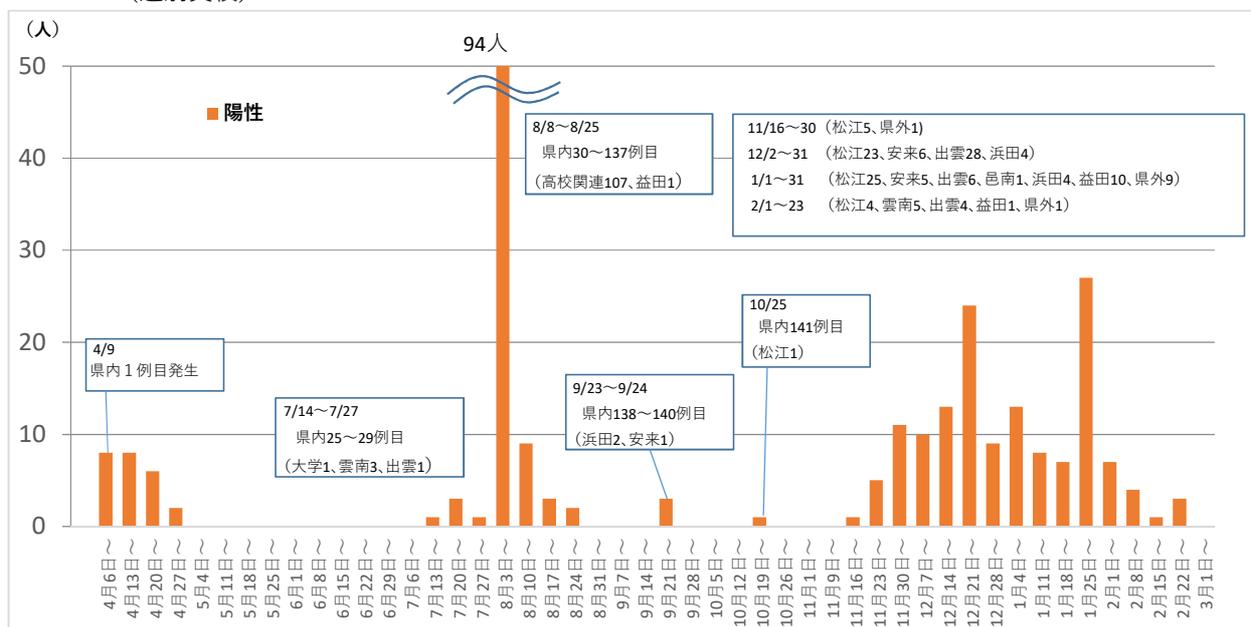
1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

令和2年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから令和3年3月8日までに、計284人の感染が確認され、283人の方が退院・療養解除されました。

このうち、12月は61人、1月は60人、2月は15人、3月は0人の感染が確認されています。

(1) 陽性患者の発生状況（3月8日10:00時点）

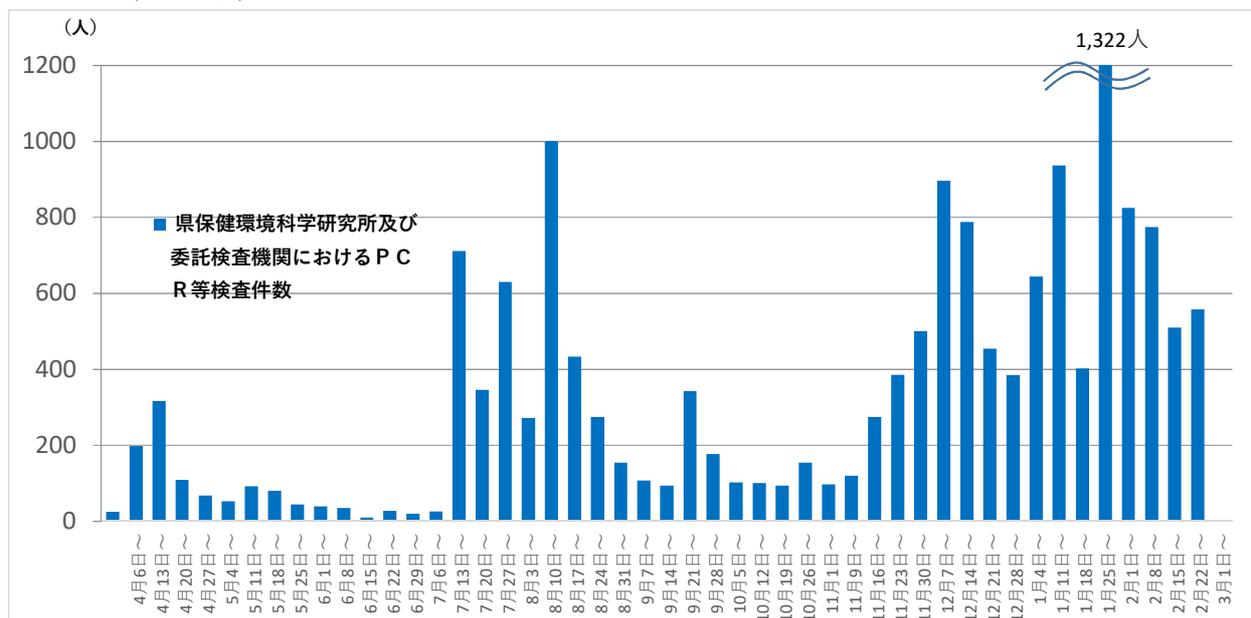
(週別実績)



※上記日付は週単位の集計の初日を示す

(2) PCR等検査の実施状況（2月第4週末時点）

(週別実績)



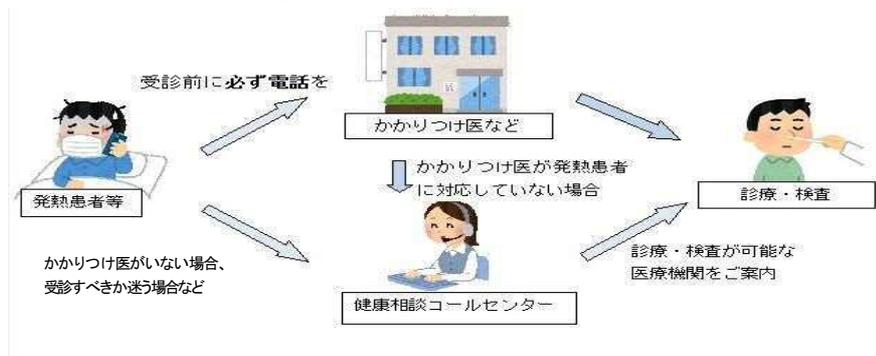
※上記日付は週単位の集計の初日を示す

2. 相談窓口、診療・検査体制の状況等

※下線は1/14 常任委員会報告からの変更箇所

(1) インフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制(11/1～)

今冬のインフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症も含めた相談・診療・検査が地域で適切に受けられるよう、11月1日から、発熱などの症状がある患者は保健所に相談することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に直接電話し、診療等が受けられる体制としています。



① 相談体制

- ・発熱患者等は、かかりつけ医がいる場合、受診前に電話し、診療・検査へ
(かかりつけ医が発熱患者に対応していない場合は、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡)
- ・また、かかりつけ医がいない場合や受診に迷う場合などは、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡し、検査・診療が可能な医療機関の案内を受け、診療・検査へ
(なお、感染リスクの高いと思われる方については、コールセンターは管轄の保健所につなぐ)

② 診療体制（診療・検査医療機関）

- ・かかりつけ医などの身近な医療機関を「診療・検査医療機関」として県が指定
- ・従来の帰国者・接触者外来 22 医療機関を含め、これまでに 249 医療機関を指定(3/1 現在) ※前回の報告から+9 件

③ 検査体制

ア 県保健環境科学研究所

- ・PCR検査実施可能件数： 11月～ 144検体
- ・抗原定量検査機器(ルミパルス)の追加整備 8月末

イ 地域外来・検査センター

- ・松江地域検査センター(松江医師会)(10/31開設)
- ・出雲、県央、浜田、益田、隠岐にも地域外来検査センターを設置
(11/1から順次開設) ※検査の集中による混乱回避のため、設置場所は非公表

3. 医療提供に係る対策

(1) 島根県広域入院調整本部の設置 (3/26～)

- ・県内における新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、入院医療を全県単位で一元的に調整することにより、医療提供体制を強化

(2) 病床確保計画の策定 (7/9)

感染症対策と一般医療が両立できる医療提供体制の構築を図るため、「新たな患者推計に基づく病床確保計画」を策定

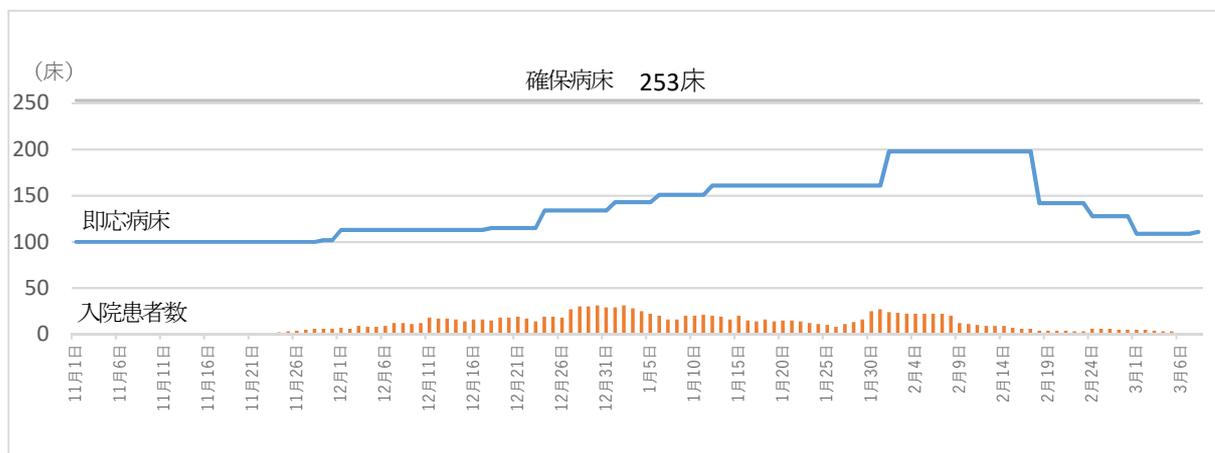
- ・最大ピーク時の患者総数 208 人、そのうち入院患者数は 147 人（うち重症患者は 21 人）と推計
- ・確保病床 253 床を 5 段階に区分し、即応病床 100 床を常時確保した上で、患者の発生状況に応じ、順次、対応病床を増床

(3) 病床の確保・使用状況 (3月8日 10:00時点)

単位：床、人、%

県内確保 病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床使用率	
			確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
253床	111床	1人	0.4%	0.9%

(11月以降の日別状況)



(4) 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保

- ・玉造国際ホテル Rivage Choraku (松江市・45室)
- ・島根県立青少年の家「サンレイク」(出雲市・33室)
- ・島根県立少年自然の家 (江津市・20室)
- ・8月を目途に、宿泊療養専用のプレハブ施設を整備予定 (松江市・80室)

新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備状況について

1. 国が示すスケジュール（2月末時点）

区 分	主体	2月	3月	4月	5月	6月
医療従事者向け先行接種 (全国100施設、約40千人)	国	2/17～開始 *松江医療C2/19～		先行接種者健康調査（1～2万人程度）		
医療従事者向け優先接種 (県内 約26千人程度)	県	3月上旬～ 14の医療機関から 接種開始（対象者 の約20%程度）		第2弾以降の 配分は未定 (約2万人分 不足)		
高齢者向け優先接種 (県内 約288千人程度)	市 町 村			4月12日の週～ 接種開始（対象 者の約4%程度）		第2弾以降 の配分は未 定（約27万 人分不足）
その他の優先接種				未定 (約31万人 程度)		
住民（16～64歳）						

※1 ディープフリーザー(-75℃冷凍庫)の配備状況

2月末:独立行政法人松江医療センター他11病院(合計12台:出雲8、石見4)

3月末:上記12台に加え新たに16台(合計28台:隠岐5台、出雲12台、石見11台)

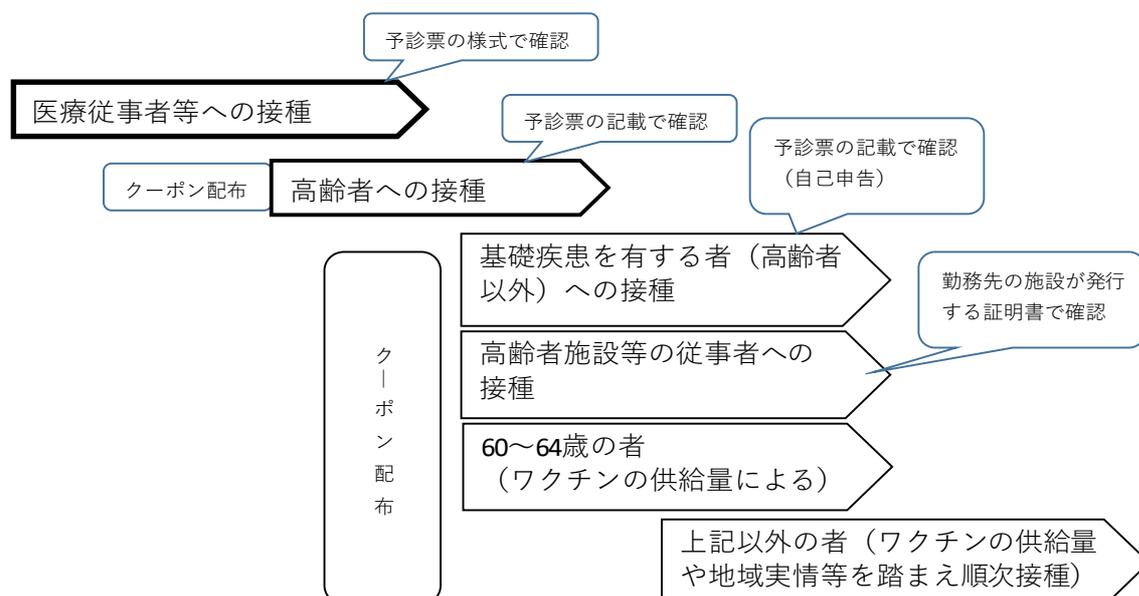
4月～6月(配置場所協議中)35台(合計63台:隠岐5台、出雲37台、石見21台)

※2 先行接種対象:松江医療センターで2月19日から希望者約350人程度へ接種

※3 3月中旬から二次・三次医療圏で救急・急性期を担う病院から接種を開始し、ワクチンの供給状況に応じて順次、医療従事者等の接種対象を広げていく

※4 4月からの高齢者向け接種では県全体で22箱配分される(各市町村1箱は必ず配分)

2. 優先接種順位



3. 県の対応状況

- ・ 医療的な相談への対応を図るためコールセンターを3月3日開設
(新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』を拡充:0852-33-7638他各保健所)
- ・ 副反応等に対応する専門的医療機関を設置(島根大学医学部附属病院)
※各医療圏域に総合的な対応を担う医療機関を設置
(松江赤十字、松江市立、雲南市立、県立中央、出雲市立総合医療C、大田市立、浜田医療C、
済生会江津総合、益田赤十字、隠岐)
- ・ 市町村がワクチン接種を進めるにあたり、国が示す体制確保補助金上限額を超える対応が必要となる場合に、国の内示額を超えないよう対応を縮小するのではなく、国に対して所要額の経費負担を要望することに併せて、かかる超過経費を負担してでも事業を遂行する市町村に対して当該市町村の負担額の1/2を支援する。
[財源]令和2年度新型コロナウイルス感染症対策調整費
[予算額]150,000千円
(制度創設)

4. 市町村のワクチン接種の想定(準備)の状況(ワクチンが必要量、適時に配分される前提)

松江市		浜田市		出雲市		益田市	
人口	202,345	人口	54,039	人口	171,950	人口	44,644
うち65歳以上	59,363	うち65歳以上	19,457	うち65歳以上	52,255	うち65歳以上	17,090
接種方法	併用	接種方法	併用	接種方法	併用	接種方法	未定
大田市		安来市		江津市		雲南市	
人口	32,307	人口	36,975	人口	23,043	人口	35,647
うち65歳以上	13,221	うち65歳以上	13,916	うち65歳以上	8,966	うち65歳以上	14,367
接種方法	併用	接種方法	併用	接種方法	未定	接種方法	併用
奥出雲町		飯南町		川本町		美郷町	
人口	11,663	人口	4,604	人口	3,063	人口	4,298
うち65歳以上	5,299	うち65歳以上	2,111	うち65歳以上	1,408	うち65歳以上	2,069
接種方法	併用	接種方法	併用	接種方法	個別	接種方法	個別
邑南町		津和野町		吉賀町			
人口	10,152	人口	6,842	人口	6,011		
うち65歳以上	4,625	うち65歳以上	3,337	うち65歳以上	2,751		
接種方法	併用	接種方法	併用	接種方法	未定		
海士町		西ノ島町		知夫村		隠岐の島町	
人口	2,236	人口	2,793	人口	665	人口	13,664
うち65歳以上	909	うち65歳以上	1,291	うち65歳以上	311	うち65歳以上	5,603
接種方法	集団	接種方法	併用	接種方法	集団	接種方法	集団

- ・ 島根県人口移動調査(令和2年10月1日現在)
- ・ 4月のワクチン配分 各市町村 1箱
- ※松江市、出雲市、浜田市には1箱追加(計2箱)

接種方法の区分
 個別: 医院等で個別に接種
 集団: 特設会場や病院等で集団で接種
 併用: 集団接種に加えて個別接種を併用

5. 今後の課題

国からのワクチン配分量と各市町村の需要量が大きく乖離。配分の都度、対応を調整。
 4月に高齢者向け接種として島根県へ配分されるのは合計22箱(約11千人の2回接種:65歳以上人口の約4%程度に相当)。5月以降のワクチン配分が見通せないため住民周知(いつ、どこで、接種対象は誰か等)や長期間に渡る体制の維持・確保など逐次調整が必要

令和3年4月健康福祉部組織改正の概要について

機関名	改正概要
感染症対策室	○薬事衛生課、医療政策課等が担う新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に係る業務を集約し体制を強化するため、「感染症対策室」を設置

島根県国民健康保険運営方針中間見直しについて

1. 運営方針の概要と中間見直し

(1) 根拠法

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2

(2) 背景及び趣旨

- ① 国民皆保険制度の最後の砦である国保を持続可能な制度として維持するため、国の財政支援の拡充と、平成30年度から県が国保の財政運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされた。
- ② 県と市町村等が一体となって、事務の広域化や効率化、医療費適正化の取組を推進するため、「島根県国民健康保険運営方針」を策定（平成29年12月）。

(3) 対象期間等と中間見直し時期

平成30年度から令和5年度まで（6年間）、3年ごとに見直し

2. 中間見直し検討体制

- ① 運営方針の見直しや市町村納付金の決定など、国保運営上の重要事項は「島根県国民健康保険運営協議会」で審議のうえ決定。
- ② 県、市町村、国民健康保険団体連合会で構成する「島根県市町村国保広域化等連携会議」を定期的に開催し、取り組みの評価や関係者間相互の連絡調整を図る。

3. 中間見直し後の主な記載項目

(1) 国保の医療に要する費用及び財政の見直し

県の国保特会は収支均衡していることが重要。適度に黒字幅や繰越金を確保するとともに、各年で保険料水準が平準化するようバランスよくかつ安定的に財政運営を行う。

(2) 納付金及び標準的な保険料（税）率の算定方法

医療費水準・医療提供体制や保険料水準の市町村格差が大きいまま、直ちに保険料水準を統一することは困難。当面は各市町村の医療費水準を反映した保険料水準とし、将来的には統一した保険料水準を目指す。

(3) 保険料（税）の徴収の適切な実施

国保連を中心に実施している収納担当職員に対する研修会やアドバイザーの派遣事業を継続。

(4) 保険給付の適切な実施

県内各市町村で法令に基づく統一的なルールに従い確実に実施されるよう改めて徹底。

(5) 医療費の適正化の取組

保険料等の負担を抑えながら国保財政を安定的に運営して行くために、データヘルスに基づく保健事業の実施や重症化の予防などの医療費適正化の取組を推進。

(6) 事務の広域的及び効率的な運営の推進

統一できる事務等については可能な限り統一。

(7) 保健医療サービス等に関する施策との連携

県の各種計画との整合性を確保。

4. 検討経過と今後のスケジュール

- ・各市町村や、被保険者代表、公益代表等の意見を参考にして、見直し案を作成（10月）
- ・島根県市町村国保広域化等連携会議において見直し案提示、意見聴取（11月、12月、2月）
- ・市町村へ文書により意見照会（1月～2月）
- ・文教厚生委員会において中間見直し概要を報告（3月）
- ・島根県国民健康保険運営協議会において中間見直し案審議、決定（3月）

令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について

国民健康保険の都道府県化に伴い、県は、市町村からの事業費納付金と国等からの公費・交付金等を財源として医療費を賄っています。市町村は、県に支払う事業費納付金と独自事業等の財源として、保険料を徴収しています。

このたび、国から示された確定係数により、令和3年度事業費納付金を算定しました。

なお、国民健康保険の保険料は、事業費納付金のほか、基金、剰余金並びに独自事業などの諸処の事情を勘案して市町村が定めますので、必ずしも事業費納付金と同様の動向とはなりません。

1. 被保険者数等

	R 2	R 3	増減 (増減率)
被 保 険 者 数 (人)	1 2 5, 5 8 5	1 2 3, 6 7 1	△ 1, 9 1 4 (△ 1. 5%)
1 人 当 たり 診 療 費 (円)	4 8 8, 5 1 5	4 9 8, 5 4 8	+ 1 0, 0 3 3 (+ 2. 1%)
診 療 費 総 額 (億 円)	6 1 3. 5	6 1 6. 6	+ 3. 1 (+ 0. 5%)

2. 納付金総額

(単位：億円)

	R 2	R 3	増減額 (増減率)
医 療 分	1 2 8. 6	1 2 3. 2	△ 5. 4 (△ 4. 2%)
後 期 支 援 分	3 6. 3	3 6. 1	△ 0. 2 (△ 0. 6%)
介 護 納 付 金 分	1 2. 0	1 0. 1	△ 1. 9 (△ 1 5. 8%)
合 計	1 7 6. 9	1 6 9. 4	△ 7. 5 (△ 4. 2%)

3. 1人当たり納付金額

(単位：円／人年)

	R 2	R 3	増減額 (増減率)
医 療 分	1 0 2, 4 1 7	9 9, 6 5 6	△ 2, 7 6 1 (△ 2. 7%)
後 期 支 援 分	2 8, 9 3 2	2 9, 1 4 8	+ 2 1 6 (+ 0. 7%)
介 護 納 付 金 分	3 4, 2 8 1	3 0, 3 5 9	△ 3, 9 2 2 (△ 1 1. 4%)
合 計	1 4 0, 8 7 6	1 3 7, 0 0 0	△ 3, 8 7 6 (△ 2. 8%)

4. 増減の要因

前期高齢者交付金の14億円の増加 (当年度分+7.6億円、過年度精算分+6.4億円)

令和3年度 国民健康保険事業費納付金

国保法第75条の7の規定に基づき、市町村が県に納付すべき金額

(単位:円)

	令和2年度 納付金合計 (A)	令和3年度 納付金合計 (B)				増減率 B/A-1
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分		
松江市	4,883,003,602	4,733,030,944	3,429,941,325	1,010,916,290	292,173,329	▲ 3.1%
浜田市	1,405,537,987	1,336,215,942	1,001,240,674	265,027,571	69,947,697	▲ 4.9%
出雲市	4,422,765,789	4,247,465,293	3,062,842,139	916,459,371	268,163,783	▲ 4.0%
益田市	1,219,390,832	1,156,485,540	825,408,206	258,521,292	72,556,042	▲ 5.2%
大田市	983,858,844	946,075,257	701,387,943	189,943,710	54,743,604	▲ 3.8%
安来市	1,036,144,766	990,793,851	722,920,726	210,605,492	57,267,633	▲ 4.4%
江津市	658,008,371	606,153,462	456,779,653	117,996,665	31,377,144	▲ 7.9%
雲南市	1,020,290,876	960,010,590	704,789,688	202,117,973	53,102,929	▲ 5.9%
奥出雲町	340,698,086	321,510,126	227,452,827	74,170,133	19,887,166	▲ 5.6%
飯南町	128,903,444	126,248,927	93,397,059	26,201,317	6,650,551	▲ 2.1%
川本町	86,905,832	91,849,560	70,535,568	17,086,998	4,226,994	5.7%
美郷町	127,802,952	122,837,884	93,202,439	24,179,738	5,455,707	▲ 3.9%
邑南町	315,430,687	303,459,664	217,503,614	66,646,324	19,309,726	▲ 3.8%
津和野町	225,060,323	210,653,181	155,835,107	43,139,548	11,678,526	▲ 6.4%
吉賀町	157,562,941	148,666,661	105,517,922	34,457,206	8,691,533	▲ 5.6%
海士町	88,334,699	78,437,392	55,389,571	17,803,972	5,243,849	▲ 11.2%
西ノ島町	122,238,315	111,812,733	81,636,773	24,432,614	5,743,346	▲ 8.5%
知夫村	29,301,356	28,828,438	19,318,234	7,403,594	2,106,610	▲ 1.6%
隠岐の島町	440,661,912	422,378,552	299,399,700	97,655,321	25,323,531	▲ 4.1%
県計	17,691,901,614	16,942,913,997	12,324,499,168	3,604,765,129	1,013,649,700	▲ 4.2%

島根県子どものセーフティネット推進計画（第2期）（案）について

1 計画の概要

（1）計画の位置づけ

島根県における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条に基づく都道府県計画として策定

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の見直し内容、「現行計画」の検証・評価及び「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえた計画とする

（2）計画の目的

現在から将来にわたって、全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する

（3）計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

（4）計画の内容

別紙のとおり

2 素案に対する意見照会

（1）パブリックコメント等の状況

- ①実施期間：令和2年12月25日から令和3年1月25日
- ②実施方法：県ホームページ、地域福祉課、県政情報センター等での閲覧、郵送、ファックス、電子メールによる意見受付
- ③対応：39件の意見のうち、6件について意見を反映し素案を修正
33件については、今後の施策推進の参考とするものであった
(詳細別紙)

（2）計画策定委員会での意見への対応

- ①実施期間：令和2年2月15日に計画策定委員会（第3回）を開催
- ②実施方法：最終（案）に対する意見交換
- ③対応：今後の施策の参考とする意見であり大きな変更点なし

（3）主な変更点

- ①島根県の状況を表す資料として、第1期計画期間中の指標の推移を追加
- ②事業計画に「ひとり親世帯の子どもの生活・学習支援事業」、雇用関係事業を追加
- ③支援のための課題として「地域力の低下を踏まえた県・市町村、民間団体等がそれぞれの役割を理解した連携」を追加するとともに、施策体系の「子どもの居場所に対する支援」に「地域、県・市町村や民間団体等の連携」の記述を追加

島根県子どものセーフティネット推進計画 第2期計画の構成及び主な記載事項(案)

第2期計画	主な記載事項等
<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題</p> <p>第1 島根県の状況</p> <p>1 経済的な困難を有する子どもの状況</p> <p>2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果の概要 新設</p> <p>3 島根県における体制</p>	<p>生活保護、就学援助、代替養育、ひとり親家庭の状況</p> <p>第1期計画期間中の指標の推移を新たに追加(大綱の指標で県が把握できるもの)</p> <p>「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果を新たに追加</p> <p>福祉分野、教育分野などの体制を記載</p>
<p>第2 子どもと保護者を支援する上での課題</p> <p>1 問題の発見・介入</p> <p>2 保護者等への適切な支援</p> <p>3 子どもへの支援のための環境づくり</p> <p>4 関係者間の連携、施策の周知</p>	<p>子どもの貧困対策の課題(実態調査等～)</p> <p>⇒ 課題の把握と適切な支援へのつなぎ</p> <p>⇒ 保護者を含めた世帯の複合的な課題への支援の必要性</p> <p>⇒ 支援のための民間や地域の理解</p> <p>⇒ 関係機関の連携と制度周知の必要性</p>
<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>島根県における子どもの貧困対策の基本方針</p> <p>⇒ 施策体系の柱 1～6</p>
<p>第2 施策体系</p> <p>1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備</p> <p>(1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見</p> <p>(2) 問題の共有と役割分担の決定</p> <p>(3) 発見から連携へつなぐ体制の強化</p>	<p>行政や学校等における早期発見と早期支援のための体制づくり</p> <p>問題共有のための体制(要保護児童対策協議会等の活用)</p> <p>体制強化のための取り組み(県・市による会議体設置)</p>
<p>2 子どもの健全な成長に対する支援</p> <p>(1) 安心の確保</p> <p>(2) 子どもの就労等の支援</p>	<p>社会的養護等の体制整備、保育等の確保</p> <p>就労支援と就職のための経済的支援</p>
<p>3 保護者等に対する支援</p> <p>(1) 経済的困窮に対する支援</p> <p>(2) 生活の支援</p> <p>(3) 就労の支援</p> <p>(4) 保育等の確保(一部再掲)</p> <p>(5) 保護者としての役割を果たすための支援</p>	<p>公的支援制度や助成・貸付制度</p> <p>生活困窮やひとり親世帯等に対する相談支援等</p> <p>福祉、雇用関係機関による就労支援</p> <p>乳幼児の保護者就労のための保育等の確保</p> <p>保護者への助言・指導等</p>
<p>4 子どもの居場所に対する支援 新設</p> <p>(1) 県・市町村の取り組み</p> <p>(2) 地域等による支援のための取り組み</p>	<p>子どもの居場所づくりに対する理解の促進</p> <p>子どもの居場所充実のための取り組み</p> <p>地域住民やボランティア、NPOなどによる取り組み</p>
<p>5 子どもの学びに対する支援 新設</p> <p>(1) 就学に伴う経済的負担の軽減</p> <p>(2) 学校教育による学力保障</p> <p>(3) 地域等における学習支援</p> <p>(4) 学校における就学継続のための支援</p> <p>(5) 奨学金等に関する情報提供(再掲)</p> <p>(6) 進学費用等に関する経済的支援(再掲)</p> <p>(7) 中学卒業後、高校中退後の進路未定者の状況把握と支援</p>	<p>就学援助等の経済的支援</p> <p>学校教育による学力保障</p> <p>子どもの居場所等での学習支援の取り組み</p> <p>高校中退防止等の取り組み</p> <p>奨学金等に関する情報提供</p> <p>ひとり親家庭や低所得世帯等への経済的支援</p> <p>高校中退後の進路未定者の把握と関係機関との連絡調整</p>
<p>6 対策推進のための体制整備</p> <p>(1) 推進のための組織体制</p> <p>(2) 市町村との連携体制</p> <p>(3) 施策推進状況の管理</p> <p>(4) 施策推進に当たって把握する統計指標等</p> <p>(5) 施策推進のための成果目標</p>	<p>有識者会議と県・市町村による全県的な支援体制</p> <p>市町村計画の策定に対する働きかけ</p> <p>有識者会議において進行管理と課題の協議</p> <p>国の指標(39指標)のうち、20指標、生活保護及び就学援助の状況を継続して県で把握</p> <p>計画策定市町村数、子ども食堂の新規開設数</p>
<p>第3章 事業計画</p>	

「島根県子どものセーフティネット推進計画（第2期）」（素案）にいただいた意見等

1 ご質問・ご意見

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
1	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (1) イ(ア) 児童相談所	○該当ページ：P39 上から3行目 「家出などにより適当な保護者や生活の場がない場合」の「家出など」の表現は一面的であるため、現状に合った表現に変えたほうが良いと思う。	「家出などにより適当な保護者や生活の場がない場合」を「保護者の病気や死亡、子どもの家出等の事情により、子どもが家庭で生活できなくなった場合」に修正します。
2	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (3) ア 民間団体、地域の活動	○該当ページ：P41 上から5行目「…学習支援の取り組みも少しずつ進んでいます」の「少しずつ」の表記は除外し、「近年増えつつあります」程度に収めておいた方が良いのではないかと？	県では、地域の活動について、全てを数量的に把握しているものではないため、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・子どもの居場所や子ども食堂における食事支援や学習支援の取り組みも、近年増えつつあり、地域によっては活発に課題に取り組まれているところもあります。
3	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 4 関係者間の連携、施策の周知の促進	○該当ページ：P44 上から11行目 「子どもの貧困に関する制度は、現在でも多数ありますが…」の表記は、現状を指す文言と思われるが、もうすこし、認知不足と制度利用の関連性について、利用者目線で表記した方が良いのでは？	子どもの貧困に関係する施策や支援制度は、福祉、教育、雇用などの多方面にわたり、制度の認知不足等により利用されない事例があることを課題として、挙げているものですので、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 貧困の状況にある子どもやその家庭が、子どもの貧困に関係する制度を知らなかったり、手続きがわかりにくいため制度利用に至らない事例をなくし、個々の困窮世帯の状況に応じ、多方面にわたる制度を確実に利用出来るための体制づくりが必要です。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
4	<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 1（3）発見から連携へつなぐ体制の強化 【例】学校と外部機関との連携イメージ</p>	<p>○該当ページ：P52 学校プラットフォーム化による子どものセーフティネット推進については、SSWの配置拡大と活用が重要な視点と考える。 52ページに示された「【例】学校と外部機関の連携イメージ図」に関連して、子どもの抱える問題は、長時間滞在して学習、活動等を行っている「学校」が最も気付きやすいが、表面化している課題以外の視点で、各事象（ケース）を見ていく姿勢がさらに学校に求められるため、その視点でケース検討をするために、外部からの参画者が必要である。 この「役」の担い手としてのキーパーソンはSSWであると考えるところから、イメージ図は下記のとおりになると考えるがいかがか。</p>	<p>この項目では、課題を抱えている子どもやその家庭を早期に発見し、支援につなぐためには、福祉や保健、教育などの関係機関の連携体制が重要であることから、その強化について記載しています。 地域における各機関の体制や支援の必要なケースへの関わり方は、それぞれ違っており、その入口となるのは生活困窮者自立相談支援機関などの福祉関係機関であったり、ご意見にある学校であったりすると考えています。 【例】として掲載しているのは、あくまでイメージ図ですので、今後連携に活用できる資料等の内容については、上記を踏まえながら検討して行きます。 図の下に「（注）このイメージ図は、あくまで一例であり、貧困状態にある子どもを支援するための連携体制は、各地域の実情等によって、それぞれ変わってきます。」と付記します。</p> <p>また、生徒指導上の課題に主体的に対応するのは学校です。個々の課題について、どこに課題がありどのような道筋で課題を図っていくか考えていく場の一つがケース会議であり、その中で意思統一をしながら子ども達の最善を願って対応しています。SSWは独自で動くものではなく、学校やケース会議のメンバーと協働してはじめて成果が上がるものです。 貧困が起因するケースでも、心理面が優先されるケースもあれば福祉面が優先されることも考えられ、状況に応じたメンバーで、場合によっては会議を重ねるなかでメンバーも変わることもあり得るなど、臨機応変に対応していきます。</p>
5	<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要</p>	<p>○該当ページ：P28 ①、②はどの層問わずに、知らないが多い。学校を起点として、親に教える機会を作った方がよい。全体で金融的知識の底上げを図る必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果では、いずれの層も支援制度等の更なる周知の必要性が表れています。 計画では、第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 3 保護者に対する支援 の冒頭に記述していますが、今回のご意見も参考とさせていただきますながら施策を進めていきます。</p>
6	<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 3 保護者に対する支援</p>	<p>○該当ページ：P54、P58 日本FP協会は、生活困窮者支援、ひとり親家庭等生活向上事業をしていますが浜田市で活用された事がないです。P58（保護者に対する支援）では遅く、P54（子どもの健全な成長に対する支援）と並行して支援すれば生活保護回避出来るのに制度が使われていない大問題がある。</p>	<p>保護者だけでなく子ども年代からの、経済的自立に向けた金融教育などの必要性についてのご意見と考えますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
7	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (1) 推進のための組織体制	○該当ページ：P65 ○項目名：体制整備 民間有識者に子ども食堂関係者、民間の自立支援事業関係者も入れたらどうか。末端で接しており、ヒントを多く持っている事もあるので。	計画の推進状況等については、有識者や関係機関の代表者で構成する「島根県子どものセーフティネット推進委員会」でご意見等をいただいています。 次年度、委員の改選時期となりますので、ご意見を参考とさせていただきます。
8	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 子どもの貧困は可視化しにくく、表面化しにくいので、そういった少しでもつながりのある部分から意見や情報を集めるしかない。 適応指導教室（教育支援センター）、フリースクールやフリースペース（居場所）にも個別に照会してほしい。	今回の計画策定にあたっては、有識者や関係団体等で構成する策定委員会を設置し、委員の皆さまには、それぞれの分野からのご意見をいただいています。 また、市町村や子ども食堂を運営されている方からの意見徴取や広く県民の方から、ご意見をいただくパブリックコメントを実施したところです。 ご意見のとおり、子ども貧困は可視化しにくいと言われており、直接困難を抱える子どもたちの支援をされている方などからのご意見は貴重なものであると考えています。 今後も本計画により子どもの貧困対策を進める中で、こういったご意見を反映することが出来るよう、様々な機会を活用していきます。
9	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 民間主体で出来る範囲のこととして、子ども食堂に可能性はあるが、それだけでは子どもの貧困は解決しないと考えている。 解決したいのであれば所得の再配分や労働環境の改善などにより、「大人の貧困」を解決していくべきです。 また、「施策推進のための成果目標（2）子ども食堂新規開設数」とあるが、これだけでは、 ①子ども食堂が貧困解消へ大きな効果があるとの誤解が更に広まる ②子ども食堂が子どもの貧困対策の目玉施策となって他の施策が生まれてこなくなる といったことが考えられる。	ご意見のとおり、子どもの貧困対策を進めるために取り組む施策は多方面にわたり、計画中には、福祉、教育、雇用などの各分野の事業を体系化しています。 困難な状況にある子どもとその保護者の課題の多くは、経済的困窮から起因していることもあり、これに対する施策は引き続き進めていく必要があります。 また、昨年度実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果では、子どもとその保護者を地域等で支援するために、学校、家庭以外の第3の居場所の必要性も見えてきたところです。 今回の計画においても、新たにこの子どもの居場所に対する取り組みを、市町村等と進めていく中で、単なる「子ども食堂」のみの推進に終わるのではなく、地域や県民意識の醸成や次の子どもの貧困対策へ向けての足がかりとしたいと考えています。 今後も、ご理解、ご協力をよろしく願います。
10	【解説】この計画における「子どもの貧困対策」	○該当ページ：P3 3 すべての人を対象とし（教育全般、奨学金、保育など） →「労働環境、所得の再配分」は入らないか。	様々な対策が該当すると思いますが、この項目では県（及び市町村）が直接的な支援施策として取り組めるものを、主なものとして例示しています。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
11	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要	○該当ページ：P16 ②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如 →「いざという時の5万円（以上の貯蓄）」「自転車を所有している」を剥奪指標として入れてはどうか。	ここで定義している、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の判断項目は「島根県子どもの生活に関する実態調査」の回答項目ですが、アンケート実施の際に、できるだけ回答していただきやすいように、項目数を厳選したうえで、実施しました。 ご意見の項目については、次回調査の際の参考とさせていただきます。
12	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要	○該当ページ：P27 ○項目名：無料や低額で…（食事・勉強） →質問に「無料や低額の場合を利用すると周囲の目が気になるか」（スティグマについて）といった内容を入れてはどうか。	「島根県子どもの生活に関する実態調査」の回答項目は、アンケート実施の際に、できるだけ回答していただきやすいように、項目数を厳選したうえで、実施しました。 ご意見の項目については、次回調査の際の参考とさせていただきます。
13	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (2) 学校など教育分野の体制	○該当ページ：P39～P41 適応指導教室（教育支援センター）にも言及するべきかと思う。	現状は、島根県として市町の教育支援センターへ財政的な支援を行っております。P39（2）Aの様々な教育施策、また、P40ウの関係機関の中に含まれています。
14	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (3) ア 民間団体、地域の活動	○該当ページ：P41 →居場所（フリースペース）、サードプレイスについても言及が必要かと思う。近年はその重要性が内閣府の研修などでも発信されている。	ここでは、島根県の現状に関しての記述であり、広義の意味で「子どもの居場所」という表現に包含したものとしています。
15	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備	○該当ページ：P45 (学校プラットフォームについて) →具体性に乏しいと感じます。学校内居場所作りを進めるとか、学用品の個人負担を減らし学校の備品としていくとか、そういったことから始めてはどうか。	教育委員会では、39ページ以降に記載のとおり学用品の支援等を行っています。学校内居場所作りについては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
16	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 4 子どもの居場所に対する支援	○該当ページ：P45 地域での居場所づくりだけでなく、学校内の居場所づくりの重要性にも言及してほしいですし、研究してほしい。	ご意見のとおり、子どもの居場所については、様々な支援への入口にもなることも期待待出来ると考えますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
17	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 5 子どもの学びに対する支援	○該当ページ：P45 学校外での学びの場の保障することや、学校での平面的平等主義や指導万能主義を改めていくことを上手く盛り込めないか。	ここでは、他の項目と同様、大きくりに子どもの学びに対する支援の考え方を記載しており、各種施策などにつきましては、同文中にある「質の高い教育」に包含したものとしています。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
18	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 (1) 安心の確保 ウ 食育活動の推進	○該当ページ：P55 →学校内子ども食堂（特に朝食支援）、学校内居場所（カフェ）の活用は食育活動よりも直接的に効果があると考えますがいかがか。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見 イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	○該当ページ：P51 →学校内子ども食堂、学校内居場所（カフェ）に早期発見や中退予防、不登校予防の機能があると考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
20	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 3 保護者に対する支援	○該当ページ：P58～ 居場所的な支援が足りないと感じます。	ご意見も参考にしながら、今後どのような支援が可能か検討していきます。
21	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 4 子どもの居場所に対する支援	○該当ページ：P63 →教員にユースワーク（若者支援）の視点を入れる必要性がある。学校内居場所の必要性が高いと考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
22	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 5 子どもの学びに対する支援 (4) 学校における就学継続のための支援	○該当ページ：P64 →学校内居場所（カフェ）が有用であると考えられます。また、学校内居場所でもなくとも、学校に外部人材（校長の指揮下にいない）が必要であると考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
23	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (5) 施策推進のための成果目標	○該当ページ：P66 →ア、イの2つでは不十分であると考えます。 また、計画全般についての部分で書いた理由で子ども食堂のみを前面に出すことは反対です。	第2期計画で始めて、具体的な成果目標を設けたところです。併せて県で把握できる各指標についても、毎年その数値を把握していきますので、施策を進める中で新たな成果目標の項目についても検討していきます。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
24	第3章 事業計画 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見 イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	○該当ページ：P72 学校については特に、学校内子ども食堂や学校内居場所カフェを活用すると早期発見につながるようです。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
25	第3章 事業計画 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (2) 問題の共有と役割分担の決定 ア 要保護児童対策地域協議会	○該当ページ：P72 以前適応指導教室で支援していた生徒について、市教委の指導主事が報告書のみを参考にして会議へ参加してピントが外れた議論になっていた。しっかりと現場担当者から情報収集ができたり、現場担当者がそのケースの時間だけ（オンラインで）出席できたりする等の仕組み作りが必要と思う。	要保護児童対策地域協議会が、その機能を十分に発揮できるよう（各種会議の開催にあたっては）事前に各参加機関へ会議の目的等を周知しておくなど、より効果的な運営等について、市町村に働きかけます。
26	第3章 事業計画 3 保護者に対する支援 (3) 就労の支援 ウ ひとり親家庭	○該当ページ：P84 →学校プラットフォームの活用を進め、学校という場所で日常的に保護者支援ができると良いと思う。（教員がやるという意味ではなく、学校内に教員以外の支援者が居たり、生徒以外に対応する相談窓口があるイメージ）	ご意見は、福祉部門と教育部門との連携を含めて、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
27	第3章 事業計画 5 子どもの学びに対する支援	○該当ページ：P89～P90 通信制高校在籍生徒へ地域の居場所等を活用した学習支援があると、レポート作成や定期テスト対策がスクーリングでは不十分な生徒にとっての中退予防支援になると思う。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
28	第3章 事業計画 5 子どもの学びに対する支援 (4) 学校における就学継続のための支援	○該当ページ：P91 学校内居場所カフェ、学校内子ども食堂が就学継続に向けて大きな役割を果たす可能性がある。また、中退等で就学が継続できなくなった後にも、居場所カフェ等に外部支援者が入っていれば、その支援者（支援組織）と生徒がつながっていくことができる。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
29	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 学校内居場所カフェも子ども食堂と同じく万能ではなく、これを実施すれば全てが解決するという類いのものではないが、現状ではこれに代わる機能がほとんどない。 学校に所属のない若者に対しては就労支援ばかりのような印象があるが、直線的には就労を目指していない若者支援のメニューが増えるとよい。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
30	全体（計画全般について）	子供を取り巻く環境に多くの困難があり、何か関わっていく必要があるのでは？という所から子ども食堂を始めたが、もっとこの様な場がいろいろなコンセプトで出来るとよい。（食事でも、学習支援でも、野外活動でもよいと思うので、子ども達にもっと選択肢を沢山あげて欲しい。）	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。 ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。 ご理解・ご協力をよろしくお願いします。
31	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題	○該当ページ：P43～44 項立ての表記を「1 問題の早期発見・介入について」「保護者への適切な支援について」としてはどうか（課題という内容に対して「困難さ」「必要性」という言葉には違和感がある）。併せて、P44のまとめの表現も揃える。	ご意見を踏まえ、課題の項立てを 1 問題の発見・介入 2 保護者等への適切な支援 3 子どもへの支援のための環境づくり 4 関係者間の連携、施策の周知 に修正します。
32	第2章 鳥根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備	○該当ページ：P50 発見から支援までの全般に共通する内容として、タイトル「1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備」の後に加筆挿入 ○内容 「子どもの貧困に係る問題を早期に発見し、支援につなげるためには、子どもの状況等に係る気づきを迅速に集約し、情報を共有すること、課題の改善に向けて様々な立場からアプローチしていくことが重要です。したがって、市町村においては、関係者をつなぐ部署もしくは担当者を明確にするとともに、コーディネート機能を強化し包括的に支援していく必要があります。」	ご意見のとおり、子どもの貧困対策にあたっては、関係者間の情報共有等が重要ですが、市町村における体制等については、それぞれの状況に応じながら構築する必要があると考えます。 県、市町村で構成する「子どものセーフティネット推進会議」等においても、取り組みながら進めていきます。
33	第3章 事業計画	○該当ページ：P88、P89 4-ア 子どもの居場所に対する支援、5-(3) 地域等における学習支援 →「ひとり親に家庭に対する子どもの生活・学習支援事業」についての記載がない。実績は少ないと思うが、事業が継続されているならば、居場所・学習支援に位置付けるべきでは。	ご意見を踏まえ、「生活困窮者世帯及びひとり親世帯」と記述を修正しました。
34	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 ○項目名： この5年間の取組に対する評価、検証、課題に対する分析が十分見えない。また、それを踏まえた課題設定、方針、取組みとつながっていく必要があると思う。	計画期間（H27年度～R2年度）中における、それぞれの施策の評価、検証は、各実施機関や「鳥根県子どものセーフティネット推進委員会」で年次毎に行ってきたところですが、県内の子どもの貧困の状況が見えづらいこともあり、「子どもの生活に関する実態調査」の実施に至ったところです。 今回の計画は、この実態調査結果から見えた課題を踏まえ、検討のうえ策定を進めていますが、今後は、これをベースに施策を進めるとともに、併せて、検証も行っていきます。 <u>併せて、計画期間中の指標の推移を資料として挿入・追加します。</u>

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方（案）
35	第3章 事業計画	○該当ページ：P77、P92 「生活福祉資金貸付事業」：事務費助成事業は必要？	ご意見を踏まえ、削除します。
36	第3章 事業計画	○該当ページ：P77、P92 ○項目名：「保育士修学資金貸付事業」の概要 「介護福祉士等修学資金貸付事業」と同様の返還免除制度があると思います。	ご意見を踏まえ、「介護福祉士修学資金貸付事業」と「保育士修学資金貸付事業」の記述を修正し、書きぶりを合わせました。
37	第2章 鳥根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 4 子どもの居場所に対する支援 (2) 地域等による支援のための取り組み	○該当ページ：P63 放課後児童の居場所づくりを目的として毎週月曜から金曜日まで開いている。平日は宿題や、自由遊びを中心に楽しみながら過ごしている。土日や長期休業日等の休みの日には特別の企画をして申し込みをした子どもを対象に様々な体験活動を行っている。 いろいろの課題があるがその中で主なことは次のような点である。 (1) 市町村からの支援が放課後児童クラブに比べて少ない。 (2) ボランティアとして子育てパートナーをする人がなかなかいない。交通費や時間給相当の支援があればよい。	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。 ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。 ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
38	第2章 鳥根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (5) 施策推進のための成果目標	○該当ページ：P67 子どもの貧困家庭が多少把握できるとの思いで子どもの居場所を民生児童委員が中心となり立ち上げた。社会福祉協議会や企業の助成金で必要な器具は揃えることが出来ましたが行政からの援助・協力がほとんどないことは残念に思う。	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。 ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。 ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
39	第3章 事業計画	○該当ページ：P88、P90 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 →概要欄に「…高校中退防止のため支援…」と記載がありますが、高校中退防止のための支援には、高校を所管する鳥根県教育庁の関わりが欠かせないことから、実施主体に「県」を追加していただくことが適切と考える。	「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」は、市町村が実施主体として行われるもので、高校生年代への相談支援等も対象としており、該当の記述となっています。 第3章の事業計画では、各事業の概要と実施主体を記載していますが、それぞれの事業の関係機関は多数ありますので、現在の実施主体のみの記述としています。

島根県再犯防止推進計画（素案）について

1 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）において、国との適切な役割分担を踏まえた施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定が定められたことを受け、地域の実情に応じた施策に取り組むため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定

3 計画の期間

令和3年6月～令和8年3月（5年間）

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、本県において、就労、住居の確保や保健医療福祉サービス、修学等の支援が必要な者

5 計画の内容

（1）基本方針

- ①地域における「息の長い支援」
- ②支援者間の連携、協働
- ③民間協力者の理解、支援活動の促進

（2）重点課題

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ③子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥国・民間団体等との連携強化等

（3）成果指標

- ①刑法犯検挙者中の再犯者数
- ②刑法犯検挙者中の再犯者率

6 計画の構成及び主な記載事項（案）

計画の構成	主な記載事項等
第1章 計画の基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 再犯防止施策の対象者	⇒再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」 ⇒令和3年度（初年度）～令和7年度（5年間）
第2章 基本方針・重点課題及び成果指標 1 基本方針 2 重点課題 3 成果指標 4 参考指標	地域における「息の長い支援」 など 施策体系1～6 刑法犯検挙者中の再犯者率・再犯者数 ⇒国計画に掲げられた施策の指標を参考
第3章 島根県における再犯防止を取り巻く状況	犯罪の発生状況や就労・住居の確保の状況等の統計データ
第4章 今後取り組んでいく施策 1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保等 (2) 住居の確保等	サポステ等各就労支援機関による個別の事情に応じた就労支援 など 県営住宅の優先入居対象の拡大 など
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (1) 高齢者又は障がい者等への支援等 (2) 薬物依存等を有する者への支援等	県地域生活定着支援センターによる保健医療福祉のサービス利用に向けた支援、関係機関との連携強化 など 薬物問題に関する相談窓口の開設、ギャンブル依存症に対する専門支援プログラムの普及 など
3 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	子ども・若者の相談支援機関による相談対応 など
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	警察や矯正施設等の連携による暴力団離脱に向けた働きかけ など
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 (1) 民間協力者の活動の促進等 (2) 広報・啓発活動の推進等	保護司等の人材確保や協力雇用主等の確保に向けた啓発 など “社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”を通じた広報・啓発活動 など
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	更生支援に関する現状等の共有、意見交換を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」の開催 など
第5章 推進体制	計画の進捗管理を行う「再犯防止推進委員会」の設置

7 計画策定スケジュール

令和3年	3月	常任委員会へ素案報告
令和3年	4月	パブリックコメントの実施
令和3年	5月	第4回策定委員会（計画案審議）
令和3年	6月	常任委員会へ報告
令和3年	6月	施行

第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（案）について

1 計画の概要

(1) 位置付け

- ・老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画とを一体的に定める。
- ・第8期計画は、第7期計画の令和7(2025)年を目標とした地域包括ケアシステムの構築の推進に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22(2040)年も見据え策定するものとする。

(2) 計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

2 計画の体系（主な内容・指標設定）：別添資料のとおり

3 パブリックコメント

(1) 時期：令和3年1月20日（水）～2月19日（金）

(2) 方法：県ホームページ、保健所、県政情報センター等での閲覧、郵送、ファックス、電子メールによる意見申出

(3) 意見の件数：3件（第9章 医療との連携 3 リハビリテーションの推進）

【第8期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（案）に関するご意見と県の考え方】

	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方・対応
1	生活期のリハビリテーションの実施にあつては、通所介護事業所において機能訓練指導員にリハビリテーション専門職をもって取り組む事業所が増加しており、介護老人福祉施設等においても施設基準にないリハビリテーション専門職を雇用している法人もあるため、そうした状況について記載してはどうか。	ご指摘のとおり、通所介護事業所や介護老人福祉施設などにおいても、リハビリテーション専門職が配置されている事業所もあり、生活期のリハビリテーションの推進が図られていますので、その旨記載いたします。
2	高齢者の生活機能が徐々に低下していく虚弱な状態については、早期から多面的な介入を要し、特に活動や参加にバランスよく働きかけることが重要である。 「要支援者のほとんどは身の回り動作(ADL)は自立しているが、買い物などの生活行為(IADL)の一部がしづらくなっている」とされていることから、高齢者の虚弱に関するリハビリテーションの推進にあつてはぜひ明記されたい要素と考える。	【現状と課題】において、「生活機能」の低下した高齢者に対し、生活活動全般への働きかけの重要性を記載しております。したがって、【方策】においても、高齢者の生活機能が徐々に低下する虚弱な状態に対しては、身体機能のみでなく、家庭や社会への参加を可能とするような生活期のリハビリテーションを推進していくことを記載いたします。
3	摂食・嚥下 の表記における「・」について、摂食嚥下リハビリテーションについては摂食の障害と嚥下機能の障害を分けて捉えず、摂食嚥下障害と融合して捉えることが浸透してきている。 文中表記についても「摂食・嚥下など」とされる表記については、「など」の中に口腔ケアや呼吸機能等の要素を踏まえていると推察するが、「・」を除くとともに、「など」の具体要素を示してはどうか。	ご指摘のとおり、「摂食・嚥下」を「摂食嚥下」と修正します。また、飲み込みの機能が弱くなったり、口の中の清潔が保たれないことが、誤嚥性肺炎を引き起こす原因にもなるため、「摂食・嚥下などの生活機能の維持改善」を「口腔ケアや摂食嚥下機能の維持改善」と修正いたします。

4 今後のスケジュール

令和3年 3月11日 第4回計画策定委員会
3月末 公表
4月 1日～ 第8期計画期間開始

第8期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画(案) 計画の体系

第1章 計画の策定と推進	1 計画策定の趣旨
	2 計画の位置づけ
	3 計画の期間
	4 老人福祉圏域の設定
	5 計画の策定経過
	6 計画の推進
第2章 高齢者の現状と将来	1 人口構造の状況
	2 高齢者世帯の状況
	3 介護を要する高齢者の状況
	4 高齢者を取り巻く状況
第3章 介護サービス量の現状と見込み	1 介護サービスの利用動向
	2 居宅サービスの利用
	3 地域密着型サービスの利用
	4 居宅介護支援の利用
	5 介護保険施設の利用
	6 介護サービス量の見込み
第4章 地域包括ケアの推進	1 地域包括ケアの推進
	2 各圏域における現状と課題
	3 総合目標 と重点推進事項
第5章 介護予防の推進と高齢者の社会参加	1 現状と課題(総括)
	2 介護予防の推進
	3 健康づくりとの連携
	4 高齢者の積極的な社会参加
	5 指標の設定
第6章 生活支援の充実	1 現状と課題(総括)
	2 生活支援体制の整備
	3 地域における権利擁護の推進
	4 高齢者の居住安定確保
	5 指標の設定

<p>第7章 適正な介護サービスと住まいの確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状と課題(総括) 2 利用者に対するサービス利用支援 3 サービスの総合的な向上 4 ケアマネジメントの向上 5 様々な居住形態への対応 6 災害や感染症対策に係る体制整備 7 介護給付等に要する費用の適正化 8 指標の設定
<p>第8章 介護人材確保・介護現場革新</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状と課題(総括) 2 介護の仕事のイメージアップ(意識啓発) 3 多様な人材の確保・人材の育成 4 人材の定着 5 介護現場革新 6 指標の設定
<p>第9章 医療との連携</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状と課題(総括) 2 地域での医療と介護の連携強化 3 リハビリテーションの推進 4 訪問看護の推進 5 指標の設定
<p>第10章 認知症施策の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状と課題(総括) 2 認知症の人や家族の視点を重視した総合的な推進体制 3 認知症についての普及啓発 4 認知症の方を支える地域づくり 5 認知症についての相談対応 6 医療・介護の連携体制の整備 7 認知症介護サービスの向上 8 若年性認知症への対応 9 指標の設定

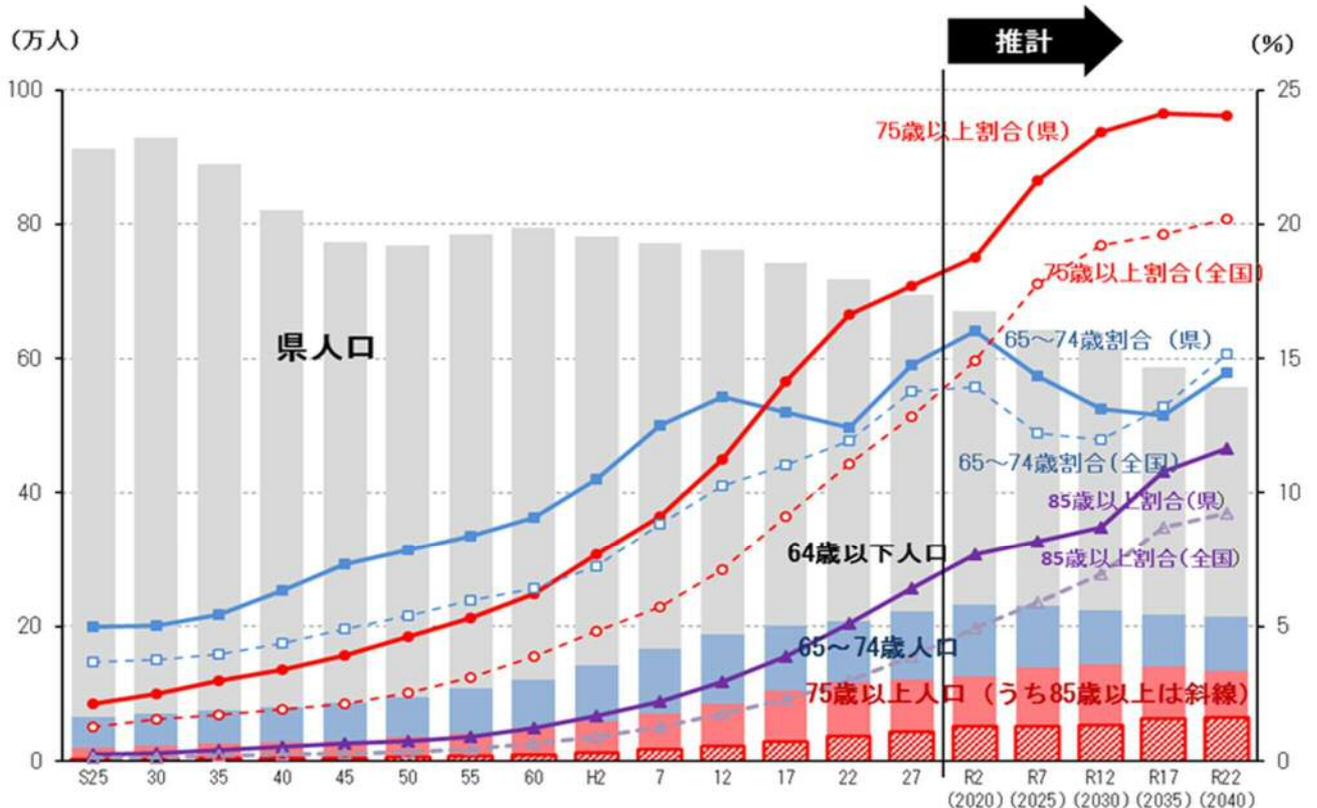
第 8 期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画概要 (令和 3 年度～令和 5 年度)

1. 高齢者の現状と将来

(1) 人口構造の状況

- 高齢者人口は、令和 2（2020）年頃をピークに減少に転じますが、高齢化率は引き続き増加する見込みとなっています。平成27年（2015）の国勢調査によると、高齢化率32.5%は、秋田県（33.8%）、高知県（32.8%）に次いで高く、全国 3 位となっています。
- 前期高齢者（65～74歳）人口は、令和 2（2020）年頃をピークに減少に転じますが、団塊ジュニア世代の高齢化により令和22（2040）年頃には再び増加することが見込まれています。
- 後期高齢者（75歳以上）人口は、団塊の世代の更なる高齢化により、令和 2（2020）年から令和 12（2030）年までの10年間では1.8万人の増加が見込まれています。中でも、85歳以上人口は令和22（2040）年まで増加傾向が続く見込みとなっています。

【図 1：人口の推移】

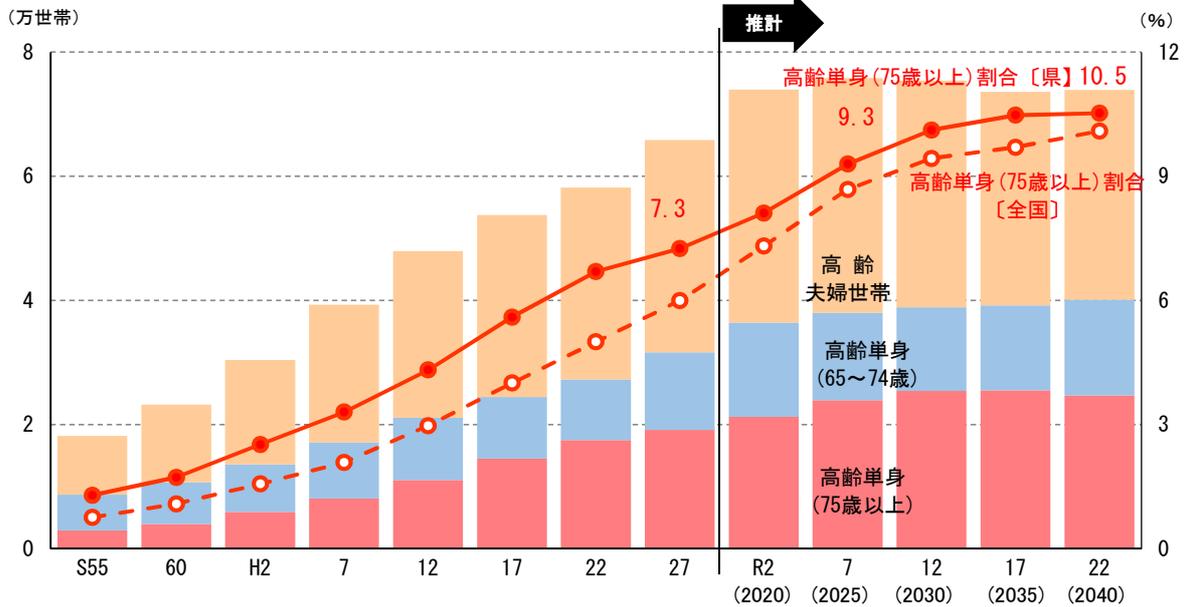


資料：平成 27 年以前は、総務省「国勢調査」（割合は、年齢不詳者を除いて算出）。令和 2 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」及び「日本の将来推計人口（平成 29 年 4 月推計）」

(2) 高齢者世帯の状況

○高齢単身世帯は今後も増加する見込みであり、とりわけ75歳以上の単身世帯の割合は、平成27（2015）年の国勢調査時には7.3%でしたが、令和7（2025）年には9.3%、令和22（2040）年には10.5%と今後も増加していく見込みとなっています。

【図2：高齢者世帯の推移】



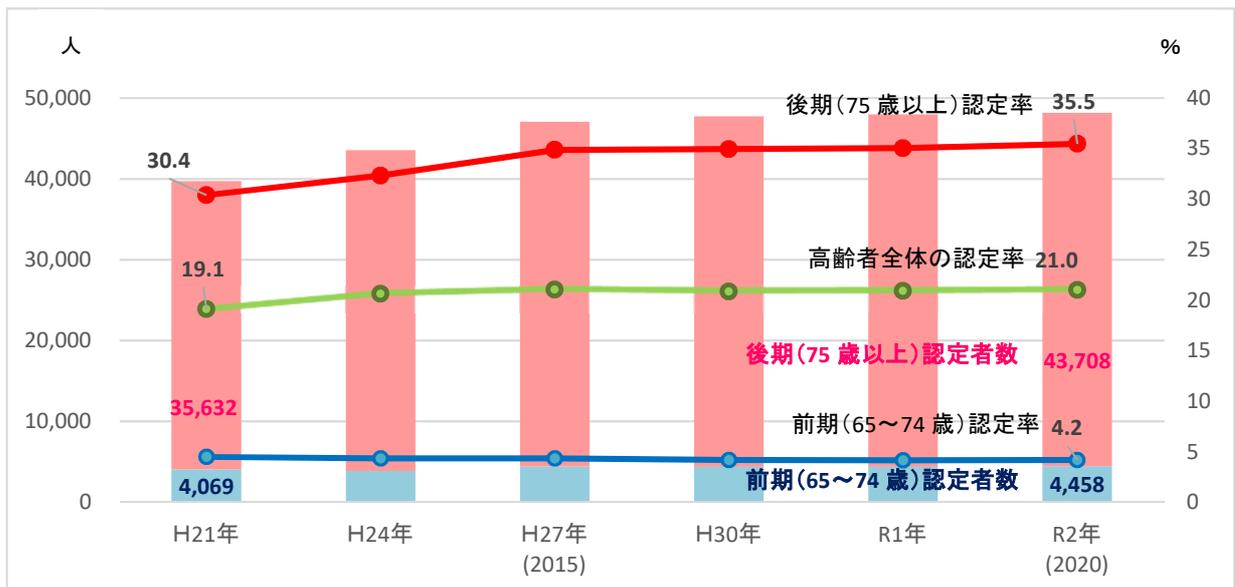
資料：平成27年以前は、総務省「国勢調査」。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県：平成31年4月推計）」及び「日本の世帯数の将来推計（全国：平成30年1月推計）」

(3) 介護を要する高齢者の状況

①要介護（要支援）認定者数の推移

○令和2（2020）年10月末時点の県内の要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）は、約4万8千人で、高齢者全体に占める割合（認定率）は21%（全国平均18.6%）となっています。

【図3：要介護（要支援）者認定者数・認定率の推移（島根県）】

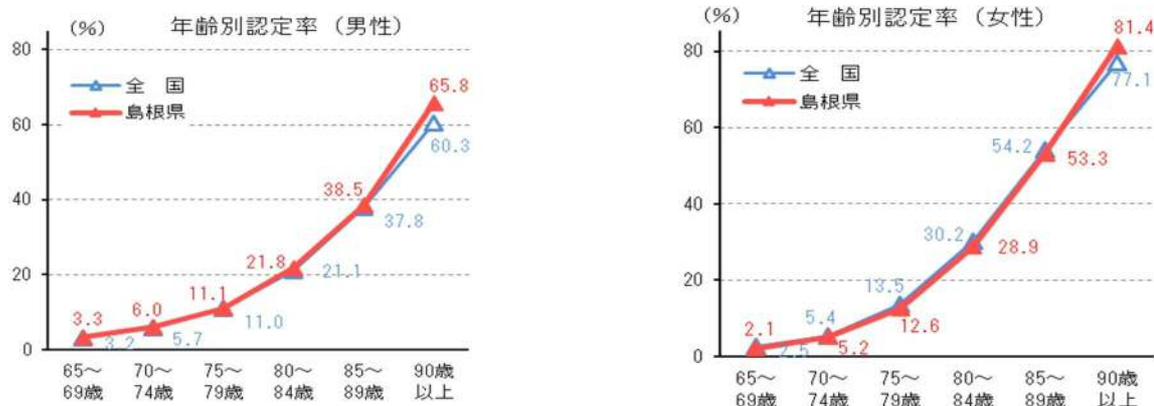


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）・各年10月末現在

②年齢・男女別の認定率の状況

○認定率は年齢とともに上昇し、男性よりも女性の認定率が高く、とりわけ85歳以上の女性の認定率が高くなっています。この傾向については全国平均との大きな差はありません。

【図4：男女・年齢別の認定率】

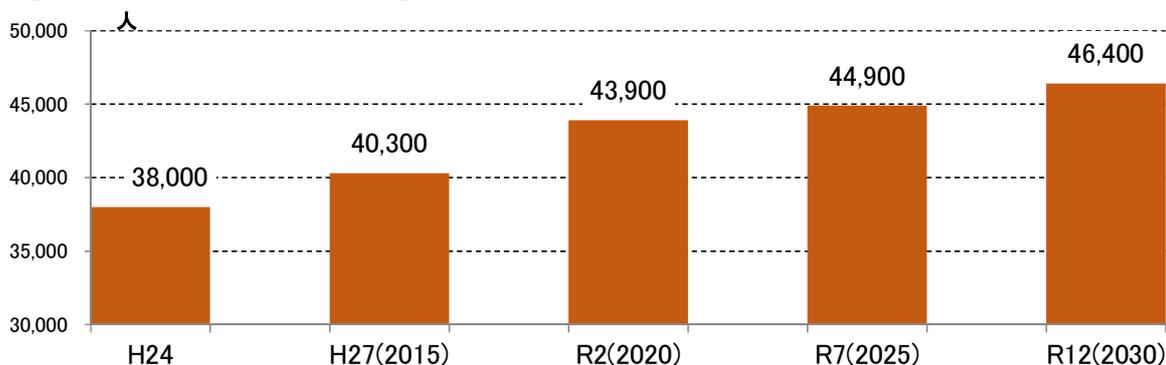


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）・令和2年10月末現在

③認知症高齢者の推計

○群馬県における認知症高齢者数については、国の推計方法を参考に推計すると、令和2（2020）年は43,900人、令和7（2025）年には44,900人に増加することが見込まれています。

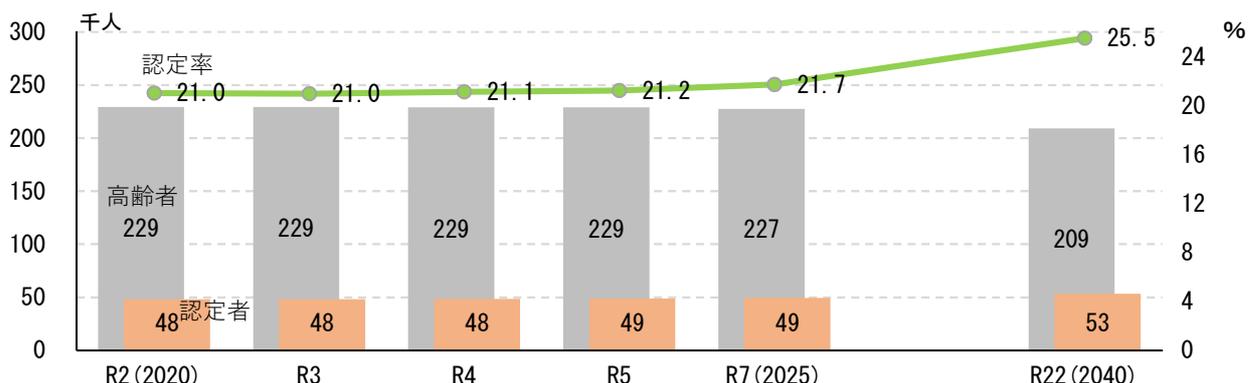
【図5：認知症高齢者の推計】



④要介護（要支援）認定者数の見込み 暫定値

○高齢化の進行などに伴い、認定者数は第8期（R3（2021）～R5（2023）年度）中も微増し、令和7（2025）年度には約5万人弱に、令和22年度（2040）年度には約5.3万人になると見込まれています。

【図6：認定者数等の見込み】

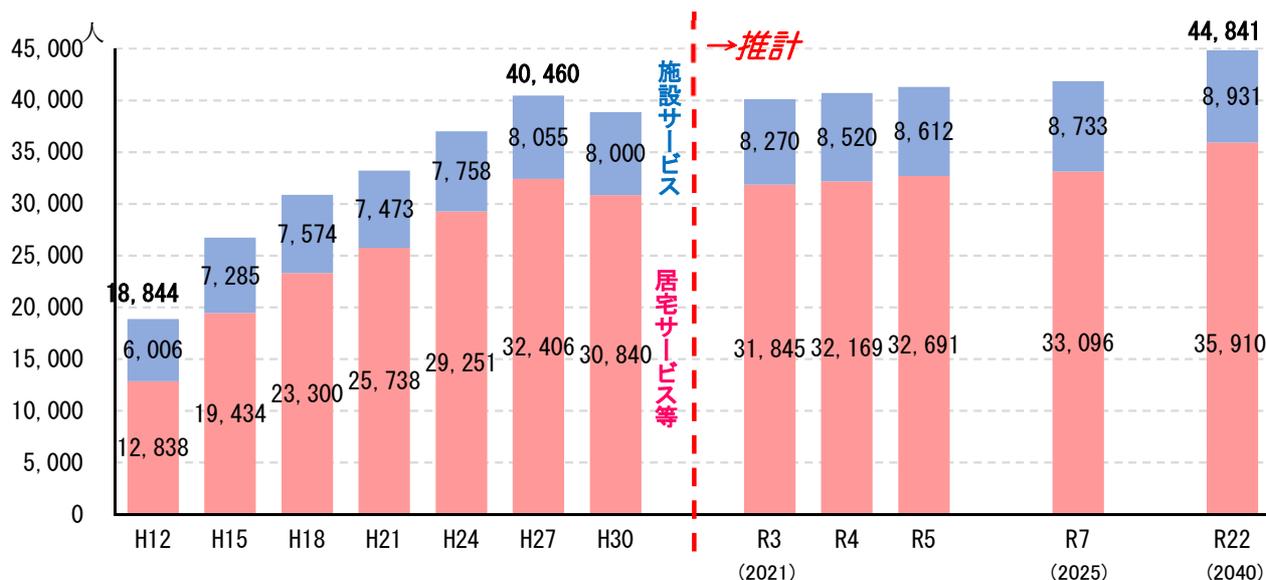


2. 介護サービスの状況

(1) 介護サービス利用者の推移

○平成12（2000）年度の制度創設時に2万人弱であった利用者数は、平成27（2015）年度には約4万人と倍増しているが、その後の増加幅は緩やかとなり、令和22（2040）年度に4万5千人近くに達する見込みである。

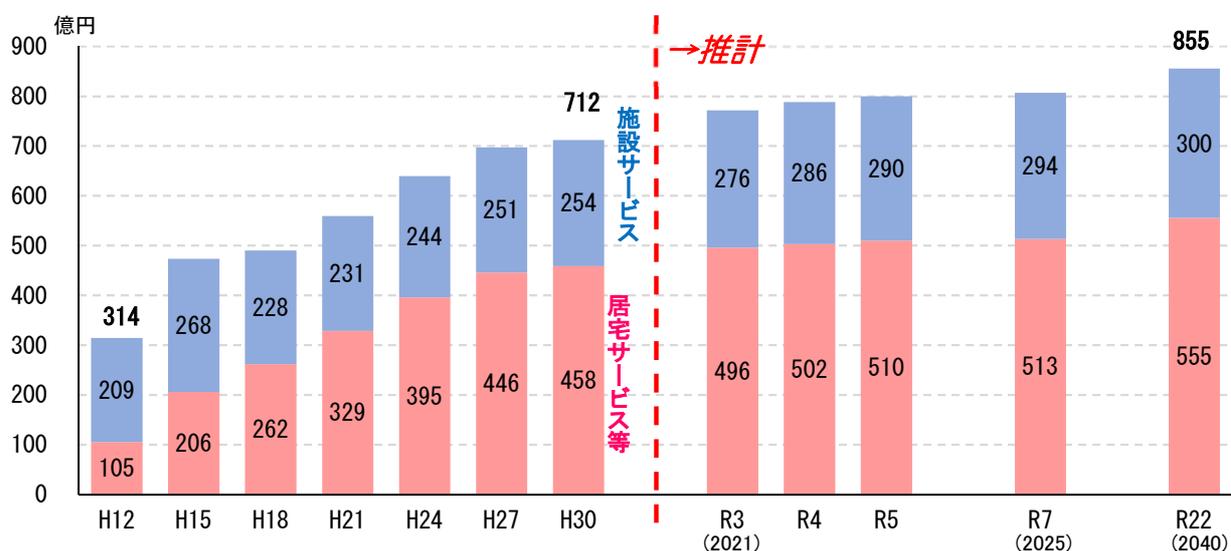
【図7：介護サービス利用者の推移】 暫定値



(2) 介護サービス給付費の推移

○介護サービスに要する費用を保険料と公費で賄う給付費についても、平成12（2000）年度に約300億円であったのが現在までに700億円超と倍以上に伸びており、令和22（2040）年度には約850億円に達する見込みである。

【図8：介護サービス給付費の推移】 暫定値

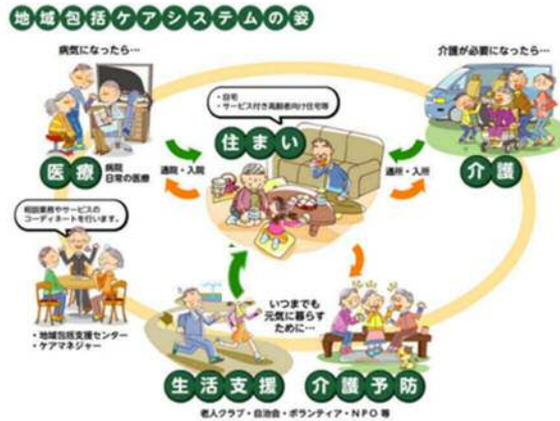


3. 第8期計画策定の趣旨

- 今後の高齢化の状況や介護サービス利用の動向等を踏まえ、第8期計画は、令和7（2025）年为目标とした地域包括ケアシステムの構築の推進に加え、「団塊ジュニア世代」が65歳となる令和22（2040）年を見据えて策定している。
- さらに、地域包括ケアシステムを普遍化した概念である地域共生社会の理念も踏まえ、単に高齢者を「支えられる側」と一面的に捉えるのではなく、元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う社会の実現を目指すものである。

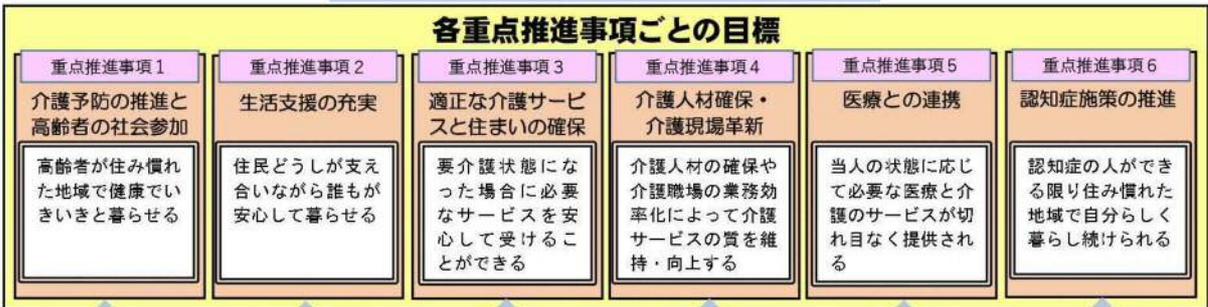
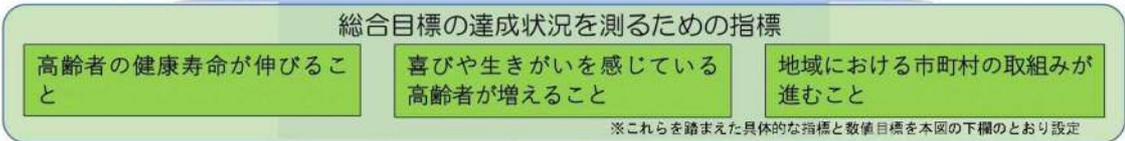
【地域包括ケアシステムとは】

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み。



4. 総合目標と重点推進事項

《総合目標》 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現



各重点推進事項ごとの取組みの進捗状況を把握し、目標の達成状況を測るための適切な指標を設定

各重点推進事項に対応した様々な取組みの実施

総合目標の達成状況を測るための具体的な指標

	【現状】	【目標】
✓65歳平均自立期間	男 17.76年 女 21.05年 (H25~29 5年平均値)	男 18.69年 女 21.06年 (H29~R3 5年平均値)
✓喜びや生きがいを感じている高齢者の割合	84.2% (R1)	90.0% (R5)
✓保険者機能強化推進交付金の評価指数が全国平均値を上回る市町村数	14市町村 (R2)	19市町村 (R5)

5. 各重点推進事項と主な方策

重点推進事項1 介護予防の推進と高齢者の社会参加

目標

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる

計画に記載する主な方策

- 介護予防の推進
 - ・PDCA サイクルに沿った評価による効果的・効率的な取組みの推進
 - ・地域における「通いの場」等、要介護状態になることを遅らせるための取組みの充実
 - ・リハビリテーションや食べる機能の向上支援における専門職との連携
- 健康づくりとの連携
 - ・部局間連携による介護予防と健康づくりの一体的実施
- 高齢者の積極的な社会参加
 - ・「生涯現役証」の発行や就労支援による高齢者の社会参加活動の推進
 - ・新しくびき学園の運営支援による地域活動の担い手となる人材の育成
 - ・老人クラブ等の活動支援による地域の支え合い活動の促進

取組みの進捗を図るための指標

	[現状]	[目標]
✓通いの場への参加率	3.5% (H30)	4.0% (R5)
✓地域ケア会議に専門職が参加している市町村数	13 市町村 (R1)	19 市町村 (R5)
✓地域での実践活動等に取り組んでいる高齢者の割合	39.4% (R1)	50.0% (R5)

重点推進事項2 生活支援の充実

目標

住民同士が支え合いながら誰もが安心して暮らせる

計画に記載する主な方策

- 生活支援体制の整備
 - ・「小さな拠点づくり」と連携した取組みの推進
 - ・市町村へのアドバイザー派遣等による多様な主体が参画した地域の支え合いの体制づくりの支援
 - ・交通担当部局との連携による地域における移動手段の確保
- 地域における権利擁護の推進
 - ・養護者からの虐待防止、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等の取組みの推進
- 高齢者の居住安定確保
 - ・住宅バリアフリー化の促進や、相談支援体制の充実等、住宅施策との連携による居住の安定確保

取組みの進捗を図るための指標

	[現状]	[目標]
✓介護予防・日常生活支援総合事業のうち住民主体による支援に取り組む市町村数	3 市町村 (R2)	10 市町村 (R5)
✓介護予防・日常生活支援総合事業のうち移動支援に取り組む市町村数	3 市町村 (R2)	10 市町村 (R5)
✓第2層生活支援コーディネーターが配置されている日常生活圏域の割合	54% (R2)	100% (R5)

重点推進事項3 適正な介護サービスと住まいの確保

目標

要介護状態になった場合に必要なサービスを安心して受けることができる

計画に記載する主な方策

- 利用者に対するサービス利用支援
 - ・要介護認定や介護サービス情報の公表等の制度の適切な運用
- サービスの総合的な向上
 - ・サービス提供基盤の整備や事業者指導等を通じたサービスの向上
- ケアマネジメントの向上
 - ・ケアプラン点検や研修等によるケアマネジメントの向上
- 様々な居住形態への対応
 - ・住宅型サービス等、様々な居住形態に対応したサービスの質の確保
- 災害や感染症に係る体制整備
 - ・災害や感染症発生時等の非常時におけるサービス提供体制の確保
- 介護給付等に要する費用の適正化
 - ・研修や先進事例の提供による保険者の給付適正化の取組みの支援

取組みの進捗を図るための指標

	[現状]	[目標]
✓要介護3～5のサービス利用者で在宅・居住系サービスを利用している者の割合	51.7% (R1)	52.0% (R5)
✓ケアプラン点検の実施率が全国上位5割に入る保険者数	5 保険者 (R2)	11 保険者 (R5)
✓事業所における事業継続計画 (BCP) の策定率	11% (R2) ※参考値	100% (R5)

※施設系事業所のみを対象とした調査による

重点推進事項4 介護人材確保・介護現場革新

目標

介護人材の確保や介護職場の業務効率化によって介護サービスの質を維持・向上する

計画に記載する主な方策

- 介護の仕事のイメージアップ (意識啓発)
 - ・介護の仕事のやりがいや社会的意義等について「介護の日」や様々な媒体を通じて発信
- 多様な人材の確保・人材の育成
 - ・若年層、中高年齢者等の多様な層へのアプローチによる人材の確保
 - ・認証評価制度の導入等の人材の確保・育成に資する施策の検討
- 人材の定着
 - ・エルダー・メンターの養成や処遇改善等による早期離職の防止
- 介護現場革新
 - ・介護ロボットやICTの導入支援、文書負担軽減、業務仕分け等による業務効率化の推進

取組みの進捗を図るための指標

	[現状]	[目標]
✓介護職員数	16,760 人 (R1)	17,592 人 (R5)
✓入門的研修受講者のうち就労した人数	9 人 (R1)	30 人 (R3～5)
✓県の補助金を活用して介護ロボット・ICTを新たに導入した事業所数	40 事業所 (～R1)	60 事業所 (R3～5)

【暫定値】

重点推進事項5 医療との連携

目標

当人の状態に
応じて必要な
医療と介護の
サービスが切
れ目なく提供
される

計画に記載する主な方策

- 地域での医療と介護の連携強化
 - ・医療介護の現場職員向け研修や市町村職員の意見交換の場等を通じ、関係者の資質向上や情報共有推進
 - ・日常の療養、入退院時、急変時、看取り期といった様々な場面において切れ目なく必要な支援が継続できる体制の整備
- リハビリテーションの推進
 - ・医療介護のサービス提供に合わせて必要なリハビリテーションが適切に提供される体制の整備
- 訪問看護の推進
 - ・関係機関との連携により、「人材確保・定着」「資質の向上・連携体制強化」「運営支援」「普及啓発」を総合的に推進

取組みの進捗を図るための指標

- ✓診療報酬における入退院支援加算1の算定件数
- ✓病院・診療所以外での死亡割合
- ✓訪問看護師数（常勤換算）

[現状]

1,488件/月(H30)

28.5%(R1)

412.5人(R1)

[目標]

2,488件/月(R5)

30%(R5)

475.0人(R5)

重点推進事項6 認知症施策の推進

目標

認知症の人が
できる限り住
み慣れた地域
で自分らしく
暮らし続けら
れる

計画に記載する主な方策

- 認知症の人や家族の視点を重視した総合的な推進体制
 - ・市町村や関係機関との連携による認知症施策の推進
- 認知症についての普及啓発
 - ・認知症サポーターの養成や本人交流会の実施等による普及啓発の実施
- 認知症の方を支える地域づくり
 - ・認知症カフェの設置、運営やチームオレンジの整備を支援
- 認知症についての相談対応
 - ・認知症に関する相談窓口であるコールセンターの設置運営
- 医療・介護の連携体制の整備
 - ・認知症疾患医療センターや初期集中支援チーム等、医療介護連携による支援体制の構築
- 認知症介護サービスの向上
 - ・研修等を通じた介護現場職員の認知症対応力の向上
- 若年性認知症への対応
 - ・若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援機能の充実

取組みの進捗を図るための指標

- ✓認知症サポーターを名簿登録している市町村数
- ✓本人ミーティングが実施されている市町村数
- ✓認知症カフェ（オレンジカフェ）の設置数

[現状]

9市町村(R2)

0市町村(R1末)

50カ所(R1末)

[目標]

19市町村(R5)

5市町村(R5末)

60カ所(R5末)

第4次島根県DV対策基本計画（案）について

1. 計画の概要

(1) 位置付け

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する基本計画
- ・国の基本的な方針に基づき、DV防止やDV被害者の支援に関する具体的施策や成果目標等を策定
- ・「島根創生計画」、「島根県男女共同参画基本計画」等、県の各種計画との整合性を図る

(2) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

(3) 基本理念

- ・DVを生まない社会
- ・DV被害者の人権が尊重される社会
- ・DV被害者が安心安全な環境で自立（自律）を実現できる社会

(4) 基本目標及び主な施策

今回改定における主なポイント

- ① 学校や職場、地域等における予防教育・普及啓発の強化・充実
- ② 各相談対応機関における組織強化と支援の充実
- ③ 地域におけるサポート体制の構築・充実
- ④ DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化

基本目標	主な施策	現状値と目標値
I DVを生まない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や職場、地域等、あらゆる場面における県民への予防教育、普及啓発の実施 ・DVを発見しやすい立場にある関係機関の職員等への相談窓口の周知 	<p>予防教育を実施している学校の割合 (参考値) 54.7% → 80.0% (参考値)</p> <p>県内の中学、高校・高専、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導をしている学校数の割合(令和2年12月青少年家庭課調べ)</p>
II DV被害者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の人材育成やスーパーバイズの実施等、各相談機関における相談支援体制を強化 ・市町村におけるワンストップ機能の充実 ・警察との連携による緊急かつ安全な保護の実施 ・DV被害者や同伴児童等への心理ケアや学習支援等一時保護体制を充実 	<p>DV被害者が相談した割合 (参考値) 47.1% → 60.0% (参考値)</p> <p>内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査(令和元年度)」において、DV被害経験者のうち「相談した」割合</p>
III DV被害者のくらしを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度等を活用し、DV被害者の社会的、経済的、精神的自立(自律)を促進 ・市町村を中心に、地域におけるサポート体制を構築し、包括的かつ継続的な支援を展開 	<p>市町村がDV被害者に継続的にかかわっている割合 (現状値なし) → 100.0%</p> <p>市町村で受理したDV相談のうち、継続的な支援が必要である者について、定期的に状況を確認している割合</p>
IV 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターの要保護児童対策地域協議会への参画の推進 ・要保護児童対策地域協議会における児童虐待対応機関とDV対応機関等の連携強化 ・県の相談機関における相談対応職員が、DVと児童虐待両方の視点を持って相談対応できるよう育成 ・民間団体等関係機関との連携によるDV被害者支援の充実 	<p>女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合 (現状値なし) → 100.0%</p>

2. 策定スケジュール（令和2年11月以降）

- ・令和2年12月8日 第3回県DV対策基本計画策定委員会開催（計画素案の審議/書面）
- ・令和2年12月21日 パブリックコメントによる意見募集
- ～令和3年1月20日 意見件数 2件

【パブリックコメントの意見】

「基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護」について	
意見の要旨	県の考え方
<p>○重点目標⑤相談支援体制の強化【今後の具体的取組35】「性暴力被害者の支援」について</p> <p>医療支援で証拠採取ができるように（警察に届けなくても）関連医療機関での証拠採取キットの配置や保管の体制整備を進めてほしいです。</p> <p>根拠として、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。ワンストップ支援センターの質的向上は必須です。</p> <p>平成27年に大阪府が「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物採取マニュアル」を出していますが、現在都道府県のワンストップ支援センターで採取キットを持っている病院は増えています。島根県でもぜひお願いしたいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、国の方針に基づき性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能強化は必須と考えております。</p> <p>島根県においても、今後関係機関と協議しながら、証拠採取にかかる支援も含めたワンストップ支援センターの機能強化について検討を進めていく考えですので、具体的取組35にワンストップ支援センターの機能強化に関する記述を加えます。</p>
「基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり」について	
意見の要旨	県の考え方
<p>○重点目標⑨DV被害者の自立（自律）支援の中【今後の具体的取組79】「県営住宅の随時募集における優先入居」について</p> <p>県営住宅は、随時募集で抽選を行うのか。優先入居の制度は、定期募集にはないのか。</p> <p>また、県営住宅の目的外使用について、緊急的な入居に対応はないのか。</p>	<p>県営住宅については、定期募集は抽選で入居決定を行うため、該当者の当選率を優遇する優先入居制度の適用があります。一方、随時募集では申込み順に入居決定を行う取り扱いとしておりますが、DV被害者の方は優先的に入居できるよう取り組んでいます。</p> <p>なお、県営住宅の目的外使用については、現在のところ被災者、経済情勢による失業者について目的外使用を許可しています。</p> <p>DV被害者の自立支援を行う上で、県営住宅、市町村営住宅それぞれが行っている優先入居制度を円滑に運用することが必要だと考えますので、具体的取組79について、県内の公営住宅共通の取組とした記述に修正します。</p>

- ・令和3年2月4日 第4回県DV対策基本計画策定委員会開催（計画最終案の審議）
- ・令和3年3月 文教厚生委員会、県社会福祉審議会へ報告
- ・令和3年3月中 策定・公表

第6期島根県障がい福祉計画・第2期島根県障がい児福祉計画 (案) について

1. 計画の概要

(1) 位置づけ

- ・障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法で規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定。
- ・国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活移行や一般就労移行、障がい児支援体制の整備に関する成果目標やサービスの見込量、確保の方策を定めるもの。

(2) 計画期間

- ・令和3年度～令和5年度（3年間）

2. 主な内容

成果目標を定め、達成に向けた取組を実施

項目	主な取組	主な目標値
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・グループホーム等の住まいの場の整備 	地域生活移行者数 【R5年度までの累計 70人 (R元施設入所者数の5.5%)】
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患に対する正しい知識の普及・関係機関の連携による包括的な支援体制の構築 ・精神障がい者本人の意思を尊重した地域移行の促進 	精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数 【R5年度 316日以上】
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた地域生活支援拠点の整備及び機能の充実を促進 	地域生活支援拠点数 【R5年度 17箇所】
④福祉施設から一般就労への移行等【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターを中心とした支援体制の強化 ・障がい者の能力・適性・雇用ニーズに対応した職業訓練の推進 	一般就労移行者数 【R5年度 146人(R元年度実績の1.4倍)】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【項目見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援に係るコーディネーターの養成 ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 	県、圏域、市町村ごとの関係機関による協議の場の設置 【R5年度 県、7圏域、16市町村】
⑥相談支援体制の充実・強化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた相談支援体制の充実・強化に向けた取組の促進 	地域の相談支援体制の強化 【R5年度 19市町村】
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等への指導監査結果を関係市町村と共有 	取組に係る体制の構築 【R5年度 県、19市町村】

3. 素案に対する意見照会

(1) パブリックコメント

- ①実施期間 令和2年12月15日から令和3年1月14日まで
- ②実施方法 県ホームページ・県政情報センター等での閲覧、ファックス又はメールによる回答

(2) 障がい者団体及び市町村への意見照会

- ①実施期間 令和2年12月15日から令和3年1月14日まで（※上記(1)と同時実施）
- ②実施方法 郵送による意見照会

(3) 意見への対応

- ・12件の意見のうち、2件について意見を反映し、素案を修正（その他、本計画での記載を予定していない障がい福祉施策全般に関する事項についても意見あり）

4. スケジュール

- 令和3年2月 障がい者施策審議会（計画最終案の審議）
3月中 策定・公表

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

別紙

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方						
1	<p>第1章（1）計画の趣旨及び位置づけ</p> <p>○第2段落として、障害者総合支援法の基本理念（第一条の二）を簡潔に明示する1文をいれることができないでしょうか。法と本計画設定の趣旨を明示する叙述を是非にと思います。</p>	<p>国基本指針に即して、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえて作成しており、ご意見の意図を含んだ記載としています。</p>						
2	<p>第3章（5）障がい児支援の提供体制の整備等について</p> <p>○課題に聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては～とあるが、盲ろう児も含めて欲しい。 盲ろう児支援の相談機関、教育機関がないため、盲学校、ろう学校どちらで教育を受けるのがふさわしいのか親は選択に悩む。しかし、盲ろう児も乳幼児期から適切な支援や教育を受けることで、他者とのコミュニケーションをとることが可能になり、他の障害者のように進学や就学が可能になる。 島根県盲ろう者通訳・介助員派遣事業では18歳以下の盲ろう者も登録できるが、この制度の認知度が低いため、盲ろう児を抱える親はもちろんのこと、教育関係者や医療従事者、福祉関係者も制度があることを知らない。 親には手帳交付の際に、支援制度があることを周知してほしい。また、教育機関には支援制度があることをもっと周知してほしい。</p>	<p>第3章（5）P15〈課題〉、P17〈取組〉を以下のとおり修正しました。 なお、支援制度については、引き続き、周知に努めてまいります。</p> <table border="1" data-bbox="1059 711 2107 1244"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 711 1563 746">変更前</th> <th data-bbox="1563 711 2107 746">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 746 1563 954"> <p>〈課題〉 聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p> </td> <td data-bbox="1563 746 2107 954"> <p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 954 1563 1244"> <p>〈取組〉 聴覚障がい児を含む難聴児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p> </td> <td data-bbox="1563 954 2107 1244"> <p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>〈課題〉 聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p>	<p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p>	<p>〈取組〉 聴覚障がい児を含む難聴児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p>	<p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p>
変更前	変更後							
<p>〈課題〉 聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p>	<p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要です。</p>							
<p>〈取組〉 聴覚障がい児を含む難聴児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p>	<p>聴覚障がい児を含む難聴児や盲ろう児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制づくりに取り組めます。</p>							

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

別紙

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3	<p>第3章（7） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>○『第5章人材育成及びサービスの質の向上のための取組』においては、「良質なサービスを安心して利用できるようにするためには、障害福祉サービス従事者の養成と資質の向上が重要であることから、研修等による人材の育成に取り組みます」とされております。</p> <p>そこで、次期計画の新規項目である『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築』の取組にも、適正な運営を行うため、人材の確保について明示されたい。</p>	<p>「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」については、新たな項目として、県や市町村の取組に係る体制について記載しており、人材育成や障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組については、引き続き第5章で記載をしております。</p>
4	<p>第4章（1）訪問系サービス</p> <p>○第4章の訪問系サービスに、昨年10月施行となった「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、市町村での具体化に応じて計画設定をしていくということを明示してください。</p> <p>とても重要な制度が実現された時なので、県が積極的に対応していくという態度表明を記してほしいと思います。</p>	<p>「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」は、障害福祉サービスとは異なり、市町村が実施主体となる地域生活支援事業ですので、県の障がい福祉計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p> <p>なお、県としては、市町村が地域生活支援事業を円滑に実施できるよう、引き続き支援をしてまいります。</p>
5	<p>第7章 出雲障害保健福祉圏域の活動指標について</p> <p>○発達障がい者等に対する支援は、県実施事業との連携・協力により実施することとしているため、目標値を定めていないので、「0」を「-」と表記していただきたい。</p>	<p>活動指標（発達障がい者等に対する支援）については、現状の支援プログラム等の実施状況等を勘案し、受講者数等の見込みを設定することが適切とされていることから、本計画においては、これらの状況を踏まえたものとして、見込量を設定することとします。</p>
6	<p>コラム「あいサポート運動について」</p> <p>○「障がいのある方」という表記がされています。行政や障害のない県民の皆さんが障害者にへりくだらないといけないのかなというような違和感があります。「障害のある人」の方がすっきりしていると思います。</p>	<p>「障がいのある方」という表記を「障がいのある人」という表記に修正しました（P3）。</p>

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

別紙

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
7	<p>島根県障害者差別解消条例（仮称）の制定目標について</p> <p>○島根県障害者差別解消条例（仮称）の制定目標や制定姿勢を記述してください。</p>	<p>ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p> <p>なお、条例の有無に関わらず、県民の障がい理解を進め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に生きる社会の実現を目指してまいります。</p> <p>県民の障がい理解を進めるため、あいさポーターやあいサポート企業を増やす取組を一層進めてまいります。</p>
8	<p>意思疎通支援事業（代筆・代読）について</p> <p>○視覚障がい者に対する意思疎通支援事業としての代筆・代読事業の計画を、計画の中に策定していただきたい。</p>	<p>視覚障がい者に対する代筆・代読を含む「意思疎通支援事業」は、市町村が実施主体となる地域生活支援事業ですので、県の計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p> <p>なお、県としては、市町村が地域生活支援事業を円滑に実施できるよう、引き続き支援をしてまいります。</p>
9	<p>視覚障がい者に係る数値目標の設定について</p> <p>○項目として次の数値目標を設定</p> <p>①「就労」の中に在宅就労の数値目標の設定を</p> <p>②「情報保障」の数値目標を</p> <p>視覚障害者にとっての情報収集（発信）には大きなバリアが存在。その情報障害をいかに解消していくか、情報提供保障の度合いを数値で示す。</p>	<p>ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画とは関連性が低く、計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後施策を推進するうえで参考とさせていただきます。</p>
10	<p>按摩、鍼灸業に対する支援計画について</p> <p>○視覚障がい者の唯一の職業である按摩、鍼灸業に対する支援計画を、計画の中に策定していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は、障害福祉サービス等の見込量等を定める本計画とは関連性が低く、計画で取り上げることはなじまないと考えています。</p>

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に関する
パブリックコメント等に対する県の考え方

別紙

No.	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
11	<p>障害支援区分について</p> <p>○障害支援区分の記載に、てんかんの記述として、あるなし以外の記載欄がありません。 発作がない時に出来る事でも発作時にはできなくなります。 記載として、できないペースでということになっているにも関わらず年、月、週単位の発作回数だけでは適切なサービス提供につながりません。調査員の方の聞き取り技術がないと何の問題もなしとみなされがちです。</p>	<p>障害支援区分認定調査員研修の際に、日常生活の状況や、てんかん発作の症状やその頻度等を特記事項に記載するよう、留意する必要があることを伝えております。 今後も、引き続き、研修を通じて伝えてまいります。</p>
12	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業所への支援</p> <p>コロナ禍で、小さな事業所（作業所）などの工賃が下がったり、受注量が減り困っているところがあるようです。この様な状況に対して是非、補助金を出していただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対する就労継続支援事業所に対する支援として、以下の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注窓口の強化 ・他分野への参入・転換の取組支援 ・生産活動収入が相当程度減少している事業所への費用助成 ・在宅就労を推進するためのテレワークシステム導入費用助成

※上記のほか、障害福祉サービス等、障害児通所支援等以外の障がい福祉施策全般についてご意見をいただきましたが、これら意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。